

公表監第10号

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告（公有財産等に関する事務事業について）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長及び西宮市教育委員長より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により公表します。

平成27年12月7日

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

措置の内容 別紙のとおり

平成 26 年度

包括外部監査の措置状況報告書

公有財産等に関する事務事業について

目 次

1. 市の公有財産の状況	1
2. 公共施設等総合管理計画の市の取組みの状況について	2
3. 公有財産の取得に関する事務手続	4
4. 公有財産の処分に関する事務手続	20
5. 公有財産の所管換に関する事務手続	21
6. 公有財産の修繕に関する事務手続	29
7. 公有財産の保全に関する事務手続	32
8. 借受財産の設定に関する事務手続	33
9. 公有財産の台帳管理に関する事務手続	35
10. 公有財産の有効活用に関する体制と手続	36
11. 個別財産の検討	40
(1) 土地・建物	40
I. 公民館、市民館、共同利用施設	40
II. ホール・会館	44
III. 市営住宅	51
IV. 図書館	54
V. 体育館	60
VI. 元学校施設	62
VII. 未利用地	67
(2) 情報システム	83
I. 福祉共済システム	85
II. 西宮市立図書館システム	86
III. と畜情報管理システム	88
IV. 障害福祉サービス支給管理システム	89

1. 市の公有財産の状況

1 (結果)

報告書29頁

売却可能資産に関する注記について

「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月・総務省)「第2部 基準モデルに基づく財務書類作成要領」に下記のように財務書類の注記についての留意事項が示されている。

37. これらの財務書類の注記については、『制度研究会報告書』(第245段落以降を参照)の時点以降の状況変化等に対応し、次の項目を追加するので留意されたい。

- (1) 単体BSの注記として、「売却可能資産」(売却することが既に機関決定されている資産、または、売却の機関決定はなされていないが、近い将来の売却が予定されていると判断される資産)に関する資産科目別の金額を追加する。なお、売却可能資産の測定基準は、実現可能価値または市場価格によることとする。

これに対して、西宮市では「基準モデルに基づく財務書類(平成24年度決算)」(平成26年4月)にて財務書類を公表しているが、ここでの単体BSには上記注記が付されていない。

留意事項を斟酌すると、売却可能資産に関する注記を行うべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

売却可能資産に関する注記については、平成27年1月に公表した「基準モデルに基づく財務書類(平成25年度決算)」より、市単体の売却可能資産を記載しております。

2. 公共施設等総合管理計画の市の取組みの状況について

2 (結果)

報告書 31～32頁

「公共施設マネジメントのための基本的な方針」の運用について

この「公共施設マネジメントのための基本的な方針」(以下「基本的な方針」)は政策局政策総括室施設企画課が策定、市議会に報告され、公表されているものである。これは公共施設マネジメントの「課題」「方針」「目標」「取り組み方策」を定め、「推進体制」を整備して5年から50年の長期に亘って実行していくものであり、西宮市の公共施設の将来の在り方についてのグランドデザインであると考えられる。

この「基本的な方針」が作成されて既に2年が経過しているため、市が目指す施設マネジメントを具体的にどのような形で実行しているのか、その進捗状況を質問したが、その内容が多岐にわたるため、個別の具体的な計画や検証結果を示せる状況には至っていないとの回答であった。

この「基本的な方針」は超長期に亘る、市の資産の保有、予算の執行、住民サービスに関するマニフェスト的な性格を持っているものであり、市としては住民に対してその実行責任、報告責任を負うものであると考えられるため、速やかにその実現に向けての対応を検討すべきである。この検討は、検討対象が全庁的に亘り、さらに将来を見据えたものになることからその検討を行う機関、組織の組成をどのように行うか等、検討に着手するまでも解決しなければならない事項が想定されるため、速やかに対応に着手すべきである。

また、最近、リースによる資産取得が増加していることに鑑み、公共施設マネジメントにあたって、リース資産についての考え方の整理、その採用方針、取扱いも併せて検討の対象とする必要がある。

なお、平成23年8月に公表された「西宮市公共施設白書」では前々頁の引用のように「現状」から「長寿命化(面積20%縮減+費用20%削減)」までの6パターンに区分し2060年までの50年間の総費用を4,760億円から2,450億円と試算している。一方、平成24年12月の「基本的な方針」では3種のパターンで今後50年間の総費用を4,940億円から4,023億円の試算を示している。共に試算であり、「一定条件のもとで行った試算である」旨が付記されてはいるが、最少の見込額が西宮市公共施設白書では2,457億円、「基本的な方針」では4,023億円と大きく異なっているにもかかわらず、これについては特段の説明がなされていない。これらは議会にも報告され、市民にも公開されている数値であり、十分な説明を行うことが必要である。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

「基本的な方針」の進捗状況につきまして、個別の具体的な計画や検証結果を示せる状況には至っておりませんが、その具体化に向けた検討は「基本的な方針」の公表直後より行っております。

全体の中で占める割合の大きい市営住宅につきましては、所管局のみで行っていた建替え集約などの検討を全庁一体的な計画として取り組みを進めており、また、学校施設につきましては、公共施設全体の最適化を図る方策のひとつとして、学校施設の有効活用や集約化を行うために、教育委員会や他の公共施設を管理する所管部局とも連携を図り、全国の事例等を検証しながら検討を進めているところです。

その他にも、将来予測される修繕費用の平準化と確実な執行のための財源を確保することを目的として、平成26年度に西宮市公共施設保全積立基金を設置し積立を開始しており、また、類似機能を持つ公民館・市民館・共同利用施設の適正配置について、審議会からの答申を受け、市の方針を検討しているところであるなど、今後とも個別の具体的な計画や検証結果を示すことができるよう努めてまいります。

また、総務省から策定要請のある「公共施設等総合管理計画」について、西宮市においても平成28年度までに計画を策定する予定です。この計画は、インフラ等を含む公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としたものであり、既に策定済みの「基本的な方針」に基づいて策定することとしております。策定にあたっては、「基本的な方針」および「西宮市公共施設白書」と同様に更新や修繕等にかかる費用の試算を行うこととなりますが、前提条件の違いにより試算額は異なるため、それぞれの違いについて説明を行ってまいります。

3. 公有財産の取得に関する事務手続

3 (意見)

報告書36頁

公有財産事務取扱要領を作成することが望ましい。

市には、公有財産の事務処理手続につき、大枠の公有財産規則があるのみで、詳細な規定が存在しない。そのため、取得、処分等の公有財産管理につき多岐にわたる手続が、現実には、前例等を参考に行われていて、過誤が起きる可能性が存在している。異動の多い職員が、正確に効率的に事務を遂行し、公有財産の正確性、実在性等を担保するためにも、誰もが一義的に理解可能で運用しやすい公有財産運営要領の作成が望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

各所属において、事務処理手続が正確、効率的に行えるよう、公有財産事務取扱要領を作成し、職員が常時閲覧できるよう改善しました。

4 (意見)

報告書36～37頁

山口町中野の未利用土地を早急に処分することが望ましい。

平成24年に都市局が27百万円で取得した山口町中野の土地4,520㎡(現在の土地鑑定評価額をもとに購入)は、昭和48年4月の売買予約を原因として昭和49年に所有権移転請求権仮登記が行われていた。その後、土地所有者間の所有権争いの影響で長期間にわたって本登記を行うことができていなかったが、所有権争いが解決し、先方の求めに応じて仮登記から38年後にようやく本登記に至ったものである。

売買予約の仮登記を行ったのは、高度成長期の土地開発に伴って市が土地取得を確実なものとするためであったと推測されるが、38年間もの長期間にわたって本登記することができなかったという結果を見れば、売買予約を行ったことの相当性には疑問がある。また、所有者間の紛争は、昭和41年に遺産分割調停の申立、昭和46年に不動産仮処分命令申請、昭和47年に土地所有権確認請求訴訟が申し立てられており、既に紛争状態が発生した土地を買い急ごうとしたと見られることからしても、取得の経緯には疑念を抱かざるを得ない。(昭和51年12月の議会答弁で、当時の企画局長も「かなり見通しが甘かった」と発言。)

また、平成21年包括外部監査報告書にも記載があるように、当該土地は、昭和48年に当時の建設局が土地開発公社を介して宅地分譲造成用地として購入していた周辺土地の中心部に位置しており、今回の購入により初めて広大な一団の土地となり、従前よりは処分が容

易となった。

平成20年3月に、当時の総合企画局による「特定行政課題検討プロジェクトチーム遊休地活用部会」が策定した利用案の結論は、「ボランティア活動を利用した里山を造る」であり、今回の不動産評価審議会の回覧上も同様の取得理由が記載されている。しかしながら、周辺土地と併せて甲子園球場の約1.5倍、55,651㎡（平成26年3月末公有財産台帳に記載の取得価格620,316千円（一部取得価格ゼロの記載あり）、評価額484,174千円）もの広さのある未利用地として、取得後短期間で都市局から総務局管財課へ普通財産として所管換えが行われている（「3. 公有財産の処分に関する事務手続き」の頁参照）。現況は山林を主体に原野・溜池等であり有効利用は容易ではないし、将来にわたっても市として具体的な利用計画を有しているわけではなく、維持管理コストの負担も生じることからすれば、売却が従前より容易な状態になった以上、早急に処分することが望まれる。

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

山口町中野地区の市有地については、平成26年度より隣地との境界確認作業を進めているところですが、現況が山林であることなどから、現在具体的な利用計画は未策定です。進入路の確保など解決すべき問題点を整理したうえ、事業用地として利用しない場合は売却も含めて検討し、未利用地の有効活用に努めてまいります。

5（意見）

報告書37～38頁

土地の売買予約等の情報を一括的管理することが望ましい。

公有財産の取得にあたって、上記のように予約完結権の行使が次年度以降となる売買予約を行うことは可及的に回避するべきである。また、仮に売買予約を行うことになるにしても、予約完結権を行使する年度で売買代金の支払に関する財政負担が生じることからすれば、市において予約契約の存否・内容に関する情報を適切に管理することが求められる。

現状では売買予約の存否等を把握している部署が存在しないことから、完全な把握はできなかったものの、他にも類似の売買予約が行われていないかを調査した結果、現在のところ同様の売買予約の事例は存在しなかった。しかし市全体について、将来負担を生ずる売買予約やそれに準ずる契約を行った場合は、債務負担行為を行った場合や損失補償を行った場合と同様、市の管理部局の財政を掌る部署1か所にて常時継続的に把握可能な体制とすることが望ましい。

（政策局）

(講じた措置)

【政策局】

土地の売買予約契約締結に当たっては債務負担行為など、何らかの予算措置が必要であることから、現在では予算措置のない売買予約契約は認めておりません。

また、予算措置が必要な事業に限らず、新たな将来負担を伴う事業を実施しようとする場合は、事前に政策局と協議するよう周知しているところであり、今後も徹底を図ってまいります。

6 (意見)

報告書 39 頁

市営住宅の建替のように規模が大きいプロジェクトについては長期的な視点、都市計画の視点を踏まえ関係部署の分野横断的で全体最適を達成するような検討を行うことが望まれる。

市は平成24年12月に「公共施設マネジメントのための基本的な方針」(以下「基本的な方針」)を作成し、「公共施設の大規模改修や建て替えに際し市民の利便性を考慮しながら最少の経費で最大の効果を発揮していくために、個別の公共施設に係るコスト削減や機能改善等を積み重ねながら、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点(全体最適)に立って、公共施設マネジメントを推進し、今後5年間、長期的なもので今後50年の期間を定めており」として、公共施設について長期的な視点に立って利便性、経費、効果の全体最適を目指すこととしている。現在はこの「基本的な方針」の具体的方策は検討中であり、未だ運用に至っていないが、これに示されているように長期的な公有資産のあり方、市の環境整備や街並形成・保全等についてのランドデザインを持ち、それに沿った方向性、プロセスを踏んで全体最適を求めるというコンセプトを尊重すべきである。その場合には公共施設のあり方について市の求める条件を明示して応札を求めるといった方法、自由な発想での提案を求め、市がそれを評価して採用するという方法等が考えられる。そのためには市は公有財産のあるべき姿を中長期的かつ横断的な視点で立案、実行、評価する組織を持ち、全体最適に立った公共施設マネジメントを推進していくことが必要である。特に、市の財政状態、公共施設、住・教育環境、人口分布等、長期に亘って広範囲な影響がある意思決定にあたっては、「基本的な方針」のコンセプトを踏まえ、関係部署の分野横断的、長期的視点で全体最適を達成するようなランドデザインの検討が望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

全体の中で占める割合の大きい市営住宅につきましては、所管局のみで行っていた建替え集約などの検討を全庁一体的な計画として取り組む予定であり、その他学校施設につきましては、公共施設全体の最適化を図る方策のひとつとして、学校施設の有効活用や集約化を行うために、

教育委員会や他の公共施設を管理する所管部局とも連携を図り、全国の事例等を検証しながら検討を進めているところです。今後とも、将来を見据えた中長期的かつ分野横断的な視点に立って、公共施設全体の最適化を実現できるよう努めてまいります。

7 (意見)

報告書40頁

不動産評価鑑定書を取得する場合の基準の設定が望ましい。

結果として、少額物件のうち概ね100万円を超える物件については地元の不動産鑑定士に、重要性の高い高額物件については大手の鑑定事務所に、それぞれ依頼が行われ、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づいて鑑定料が支払われている。しかしながら重要性が高く高額な案件の場合には、評価金額が市財政へ与える影響は膨大なものであることから、複数の不動産鑑定士に評価を依頼し、より客観性・公平性を担保したうえで、不動産評価審議会の審議対象とすることが望ましいと考えられる。そのため、想定される取引金額に応じた鑑定書取得の要否、鑑定書の数に関する明確な基準を作成することが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

不動産評価鑑定書を取得する場合の基準を定め、高額物件については複数の不動産鑑定士に評価依頼するよう事務の取扱いを改善しました。

8 (結果)

報告書42頁

不動産評価審議会規則の改正を行うべきである。

不動産評価審議会は他都市でも設置されているが、不動産の適正な価格の審議には非常に高度な専門的知識を要するため、他都市では不動産評価審議会委員を「学識経験者」と規定し、実際には不動産鑑定士複数名を組織の中心的な構成員としている事例が少なくない。

最近の同審議会の審議事項には、高木北小学校用地約30億円、アサヒビール工場跡地等、市の財政に大きな影響を与える高額な案件が続いているところでもあり、審議会においてより高度な専門的意見を交換するために、少なくとも委員の一部に学識経験者を含む旨の規則の改正が必要と考えられる。なお、他都市では委員全員を外部の専門家によって構成する事例も見られるところであり、学識経験者の数は可及的に多く設定するべきである。

これ故、審議会委員に一定数の学識経験者を含めるべきであり、そのために不動産評価審議会規則の改正を行うべきである。

(講じた措置)

【総務局】

他市の状況をみると、市有財産の売却額等を審査する機関がある中核市等は41市中23市で、そのうち6市のみが学識経験者を委員の構成員に含めていました(平成25年2月時点)。学識経験者を委員の構成員に含めている市の中には年50件を超える議題について審議している市がありますが、本市での近年の開催状況は平成21年度1件、平成22、23年度開催なし、平成24年度3件、平成25年度2件と案件が少ない状況にあります。また、価格審議にあたっては不動産鑑定士に不動産鑑定を依頼し、この鑑定価額を基準として適正価額が審議されております。以上のことから、直ちに学識経験者を委員の構成員とする必要性はないと考えております。

しかしながら、監査人ご指摘のとおり、不動産の適正価格の判別には高度な専門的知識を要することから、価額の大小に応じて、複数の不動産鑑定士に鑑定依頼するよう事務の取扱いを改善しました。

9 (結果)

報告書42～43頁

不動産評価審議会の審議手続が実施されていない事例が存在する。

前述の山口町中野の土地購入案件については、不動産評価審議会が開催されておらず、持ち回りにより回議用紙に各委員の承認印が押印されているだけであった。不動産評価審議会の設置目的からして持ち回りによる開催は好ましくなく、不動産評価審議会規則第5条の文言に照らせば持ち回りの開催は認められていないと解される。

また、公営住宅等の家賃、条例等で規定する公共施設の貸付賃料以外の大部分の賃貸借は不動産評価審議会による審議対象となるどころ、現実的対応と称して、規則に違反して審議会が開催されていない事例が存在している。不動産評価審議会の審議対象となる取引については、必ず不動産評価審議会を開催しなければならないという意識を徹底する必要がある。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

不動産評価審議会の審議対象となる取引については、今後、開催漏れのないよう努めてまいります。

公共用地対策協議会・市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することが望まれる。

表題の協議会及び委員会についても、現在の不動産評価審議会規則と同様、構成員を市役所内部の副市長・(部)局長のみとする規定になっている。しかし、上記協議会等の議論の状況を見れば、市有地の効率利用や適正管理のために有効な協議がされていると評価することは困難と言わざるを得ないのが実情である。上記二つの協議会等にも、外部の学識経験者を構成員に加えることで、外部の視点からの忌憚のない意見を参考とすることによって自治体が有する公有財産の利活用の向上に貢献でき、市政の透明性を高めるとともに市政の価値の向上に資するものと期待されるため、構成メンバーに外部有識者を入れる等委員構成を再考することが望まれる。

(政策局、総務局)

(講じた措置)

【政策局】

公共用地対策協議会は、庁内的に情報を共有し、組織としての意思決定のための協議をすることを目的として設置しており、外部の有識者を入れることが適当とは考えておりません。但し、公有地の有効活用という課題解決には、専門性を有する外部の有識者等の意見を参考とすることも有効と考えられることから、その手法について検討してまいります。

【総務局】

現在、不法占拠者に対する対応については、「西宮市市有地等適正管理に係る事務処理要領」に基づき、自主撤去を基本として相手方に対応しておりますが、長期間是正されない案件等については顧問弁護士に相談しながら対応を進めており、現時点で市有地等適正管理委員会の委員構成を再考することは考えておりません。

公有財産台帳の土地の登記受付年月日欄の記載漏れがある。

公有財産台帳に掲載された土地2,837件(平成25年度版公有財産台帳)のうち登記受付年月日の記入のない土地が416件ある。

公有財産取得報告書(第17号様式(1)土地)の様式にも、契約年月日に加え登記年月日欄があり、添付書類に登記済証写しも要求されている。また、公有財産規則第14条で財産取得時の速やかな登記が要求され、第45条の規定する公有財産台帳様式第13号には取得・処分の登記年月日の記載欄も規定されている。表題のようなケースは、一部取得年月日

が古い土地について、隣接している土地の境界につき権利が錯綜していて登記ができない、あるいは所有権移転登記を行うことを失念している可能性もあるが、大部分の登記は実施したが台帳登録漏れを起こしているケースと思われる。登記受付年月日を調査し、市に所有権が存在することを明確にし、第三者に対する対抗要件を備えることにより、公共施設マネジメントの推進過程において、公有財産の売却時などにおける将来の紛争の可能性を、事前に確実に防止することが可能となることから、今一度、登記の記録を明確にするとともに、登記漏れの有無を再確認することが必要である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

登記受付年月日欄の記載がない土地について全件調査を行ったところ、全て登記されていることを確認しました。登記受付年月日欄の記載がない土地の多数は、道水路等が用途廃止され、管財課に所管換えされた土地など財産異動の際に登記が関係しなかったもののほか、登記の異動を一度も行っていない土地でした。登記受付年月日が登記されている土地については、全件平成27年度中に入力する予定としています。

12 (結果)

報告書46頁

不動産の取得報告書を、管財課に迅速に提出すべきである。

平成24年2月に取得した建物である、池田町駐輪場の公有財産取得報告書の提出が平成24年4月となっている。その結果、平成24年3月末の公有財産残高には新規取得した上記建物が含まれないことになり、資産の実在性・正確性が担保されなくなる。

平成26年3月に取得した西宮市民会館連絡通路エレベーター設置工事も、報告書が3月中に提出されておらず、その結果平成26年3月末の公有財産台帳には計上されていない。双方とも、公有財産の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。公有財産取得後、迅速に取得報告書を提出すべきである。

(市民文化局、消防局)

(講じた措置)

【市民文化局】

指摘を受け、すみやかに公有財産取得報告書を確認の上、管財課へ提出いたしました。今後、公有財産の異動時に関しては、公有財産事務取扱要領に基づき、速やかな事務処理に努めてまいります。

【消防局】

公有財産取得報告の遅延については、公有財産に異動が生じた時に適時異動処理を行うとともに、報告が遅延しないよう必要な関係書類作成の進捗状況を工事関係課に確認するなど、関係部局と相互調整を図り、迅速かつ適正な事務処理に努めてまいります。

1 3 (結果)

報告書 4 6 頁

取得価格の消費税分の計上漏れがある。

本来、公有財産の取得価格は、消費税込の金額である。市営甲子園九番町団地 2 期建替建物の事業部局である都市局は、公有財産取得報告書（公有財産規則 5 1 条の第 1 7 号様式）が古く、使い勝手がよくないため、独自の類似の様式を作成し、それを使用して総務局管財課に報告している。公有財産台帳の必要情報量も増加させて、台帳の使用価値も高めている。しかし、「価格」欄を、「取得価格（円・税抜）」としてしまったため、税抜の取得価格 1, 4 1 6 百万円だけが計上され、消費税額の 7 0 百万円が取得価格から計上漏れとなった。

都市局は独自の様式を使用し始めて以降、「価格」欄の「取得価格（円・税抜）」通りに税抜価格を記載し、同様の間違いを行っている可能性があることから、間違いがないかどうかを検証しなおす必要がある。都市局の場合、公営住宅の所管部局であり、市の公有財産残高等に与える金額的重要性が高いため、影響も大きいと考えられる。また今後も、（公有財産規則の規定する各種報告書様式の改定が行われるまでの間）都市局独自の様式を継続使用するのであれば、独自様式の改定が必要である。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該報告書は、都市局住宅部住宅整備課の独自様式であり、同様式は平成 2 3 年 1 2 月に所有権を取得した市営甲子園九番町団地第 1 期建替事業で初めて使用されたものです。従いまして、ご指摘のような計上漏れに該当するのは、市営甲子園九番町団地第 1 期建替事業及び第 2 期建替事業です。

今後は、同様式における取得価格の表記「取得価格（円・税抜）」を、本来表記すべき内容を鑑み、併せて今後の誤りを回避するため、「取得価格（円・税込）」に改定し運用したいと考えております。

1 4 (意見)

報告書 4 8 頁

公有財産事務取扱要領ないし公有財産台帳等処理要領等を作成することが望ましい。

現状では、以上のような公有財産規則を運用するうえでの不明確な点が多々存在し、職務の異動の多い職員の方々の事務処理上の大きな負担となっていると推察する。

しかしながら、公有財産の取得、管理及び処分を適正におこなうためには、公有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのためには、公有財産の取得、管理、処分等の増減異動の状況及び管理運用の状況が常時正確に適正な帳簿組織の上に明示されることが必要となる。したがって、総務局管財課をはじめ各事業部局の公有財産管理部署は、常に公有財産の現況を正確に公有財産台帳上に記録し、必ずしも現物そのものを確認しなくとも、その公有財産の現況がわかるようにしておく必要がある（前掲「自治体 公有財産管理の実務」44～45頁）。

そのためには、職員の誰もが、公有財産の取得、管理及び処分の事務を行うに際し、手引きとして利用し、同じレベルの報告書を提出できるようにする公有財産事務取扱要領ないし公有財産台帳等処理要領等を作成することが期待される。

また、「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が総務省より発せられており、今後“新地方公会計への移行”が求められている。これを機に、公有財産規則の取り扱い細則を定めた「公有財産事務取扱要領」ないし「公有財産台帳等処理要領等」を作成し、今後の新地方公会計の求める公有財産台帳（ひいては「財務諸表」の作成）がより整備・運用しやすい体制を設置すべきである。

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

各所属において、事務処理手続きが正確、効率的に行えるよう、公有財産事務取扱要領を作成し、職員が常時閲覧できるよう改善しました。

15（意見）

報告書49頁

あるべき公有財産台帳に基づく財産管理の検討が望まれる。

市では、既存のソフトを購入し、公有財産台帳として使用している。既存ソフトであるために、記載事項が多すぎて使い勝手が良好と言える状態でないことに加え、運用する側としても以下のような問題点がある。

- ・土地の登記受付年月日、区分所有建物の登記受付年月日の記載のない公有財産がある。
- ・建物の耐用年数が、30年、50年、60年しか設定されておらず、多種多様の建物が存在する現状に即していない。

今後、総務省主導の下で新地方公会計への移行が予定されていることから、これを機に、市としてあるべき台帳の姿を検討の上、ソフトの更新も含めどのように運用をしていくべきかも見直すことが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

現在のところ、公有財産システムが保有する情報内容で、管理上支障がでていないということはありませんが、今後、総務省主導の下で新地方公会計への移行が進んだ際に、ソフトの更新が必要であるかも含め、どのように運用をしていくべきか検討をいたします。

16 (結果)

報告書49～50頁

土地の合筆手続が未了である。

公有財産規則第16条において「取得した土地について、1小字に2以上の地番があるときは、その地番のうち首位のものを当該土地の地番とし表示変更の処理」が義務づけられている。公有財産台帳の中には、合筆できるものが散見される。結果として、同様の資産情報を有する隣接する資産の件数が多くなり、適正な管理をすべき手間も増え、全体としての把握もしづらくなる。年2回の照会時に、よき機会として公有財産台帳を見直し、合筆を進めていくべきである。

なお、公有財産規則第16条は例外を許容していないため、仮に、合筆が困難となる場合が生じるのであれば、公有財産規則第16条を改正して例外を許容する内容に変更すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

管理上、合筆することが適当でない場合も生じることから、例外を許容する内容に規則改正を行う予定で改善を図ってまいります。

17 (意見)

報告書51～52頁

リース契約方式を選択することについての是非を検討する仕組みの整備が望まれる。

今後、市に限らず全国的にこのようなリース方式による公共施設等の設置が増加していく

ものと考えられる。その原因は様々ではあるが、西宮市に該当するものとして以下の3つを挙げることができる。

- 1) 人口増加や高度成長に合わせ整備拡充してきた公共施設が、耐震性強化も含めて大規模改修や建替えの時期を迎えていること
- 2) 鉄道駅周辺のマンション・宅地開発による一時的な児童・園児の増加等
- 3) 財政が逼迫する中、コスト削減、予算削減が強く要請されること

今後も、市が公共施設等を設置するに当たり、熟慮を重ねた結果、取得するよりもリース契約によって調達する方法を選択する可能性は否定できない。その場合の判断の相当性を審議・検討・アドバイス・チェックする仕組みを整備・運用していく必要がある。既存の体制として不動産評価審議会が存在するが、同審議会はリース料の価格の適正さを審議する権限しか有しないため、リース契約方式を選択することの是非を検討する仕組みの整備が望まれる。

市の保育所・留守家庭児童育成センター（学童保育：小学校放課後の保育）の待機児童解消のため行っている機動的で迅速な取組は市の魅力でもあり、共働き世代の市への転入にもつながっている。住む人の気持ちに寄り添う温かい行政として、市民からすれば非常に有難いことである。しかし、そのことと行政手続き上の問題や、割高な費用が将来にわたって市財政から支出される問題とは別個のものである。また、迅速な対応を要する施策の推進にあたり、直接取得で進めた場合、工事等に期間を要することから、緊急の市民ニーズに対応できないとの判断をもって、リース契約の方法しかとれないとしても、そのことが、短期間しか使用しない建物のために多額の投資を行って高い財政支出をもたらす結果となっていないかについては検討する必要がある。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

現在、リース契約を行っている建物は、一部庁舎や、学校の教室不足対策、保育所等の建替えのための仮設など、一時的な使用の場合のみとなっており、リース契約の方法をとるかは個々の施設ごとに検討すべきであるため統一的な考え方は困難と考えますが、直接取得の場合の費用とリース契約の場合の費用の比較等、使用目的や効果等を総合的に検討した上での公共施設等の設置に努めてまいります。

18 (結果)

報告書52～53頁

リース契約満了後無償譲渡を受ける形態の建物の取得手続について不備がある。

平成16年から平成21年にかけて民間に貸与されていた保育所施設及び留守家庭児童育

成センター施設のうちの5件の建物に関する契約（前述の西北夢保育園、広田・夙川・浜脇・上甲子園留守家庭児童育成センター）は、当該リース契約締結の時点でリース期間満了後は市に無償譲渡される旨が定められている。

これは、待機児童の早期解消などを目的とした短期の事業であり、事業収束後は当該建物を撤去することが前提であったが、児童数の推移などにより撤去時期を事前に確定させることが困難であったことから、一度市で取得し、児童数が減少した時点で市が撤去することとしたためである。しかしながら、契約時に無償譲渡を定めることは実質的な売買契約ととられかねず適正を欠いた処理であり、当初のリース契約満了時に、契約期間の延長、場合によっては当該建物の売買を請求できる条件でリース料の設定を含む契約条件を検討すべきであったと考える。

（こども支援局）

（講じた措置）

【こども支援局】

ご指摘の件につきましては、既に改善を図っているところであります。

今後、経済性の検討を行ったうえでリースを選択した場合で、撤去時期を事前に確定させることが困難な事例が発生すれば、当初のリース契約満了時に契約期間の延長もしくは当該建物の売買を請求できる条件でのリース料の設定を含む契約条件を検討してまいります。

工期を優先してリースを選択する場合にも、経済性の検討は行うべきである。

建物取得の際、市の直接取得の場合には、設計、工事等が分離発注となる等により工期が長くなるが、リースによる取得はリース会社に一括発注するので工期が短くなるとのことである。このため、保育園舎等の新規取得にあたって、5年程度の短期使用の場合は児童増加の要請への対応等、当該建物の取得に緊急性を要することが多いためリースによる取得とし、期限を定めない使用の場合には直接取得を原則にしている。すなわち、リースによる取得、市の直接取得という取得方法の選択の判断は工期を優先して決定されているようである。

このような事例として、瓦林第2留守家庭児童育成センターは一時的な児童数の増加に対応するため使用年数を5年程度とし、その取得にあたっては上記の考え方により、リース契約により取得するか市自らが建物を直接取得するかについて、予算、工期、将来の児童数の減少等の観点から検討を行った結果、瓦林小学校から100mの距離にある都市局の土地でのリース物件の設置・期間満了後撤去案が採用された。経済性よりも迅速性が優先されることも、ありうるであろうが、少なくとも経済性の検討は、税金を投入する以上必要である。

市では、リース料設定の段階で、見積もり等により取得とリースの検討比較を行っている

とのことであるが、同じ構造の同じ建物を、市が自ら取得・撤去することにするか、リース契約によって調達・撤去することにするか、コスト、工期等を勘案して、より詳細な検討を行うべきであった。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

リースによる取得、市の直接取得という取得方法の選択の判断は、工期のみを優先して決定しているわけではなく、事業目的や敷地の活用年限なども含め総合的に行っておりますが、今後は、税金を投入する以上、経済性の検討が必要であるというご指摘を一層強く意識し、コスト、工期等を総合的に勘案して、より詳細な検討を行うよう努めてまいります。

20 (結果)

報告書54～55頁

リースと直接取得とを比較して、調達価格の低減を図るべきである。

短期使用建物の新規取得に際して、市が直接取得する場合に比してリースによる取得の方が工期は短縮されるという利点はあるとのことであるが、取得価額が割高となる可能性は否定できない。リース料は物件取得価額、資金調達コスト、保険料、諸税、リース会社の手数料等より成っており、リース料総額を構成する原価の最も大きいものは物件取得価額であるため、資産の取得に当たってはリース料総額と直接取得価額を比較することが必要である。

西宮市は、他都市に比較して待機児童解消も進んでいる大きな実績があり、そのためのソフト面・ハード面双方でのノウハウが相当蓄積されていると推察できるところである。市内部で建築等の高度に専門的知識を有する人材を結集して、市の公共施設の建設チームを組む等により、ノウハウを活用し、工期の短縮、工法、発注方法の工夫等を行うことにより、直接取得価額の削減が望まれる。そのような体制の整備を行って直接取得とリースによる取得の場合と費用を比較し、調達価格の低減を図ることにより、財政面での負担を軽減し、利用する市民の満足度もより高まる方法を創出することが期待される。

保育園に限らず、市の公共施設は今後、順次建替え、耐震工事が必要となり、その間の仮設建物が必要とされる機会がますます多くなることが予想され、仮設建物のための費用も増大することが避けられない。この費用負担を軽減するために、各公共施設を有する部署限りの問題としてではなく、市全体の問題として、市が自ら仮設建物を建設・撤去することにして、そのためのノウハウを早急に構築するか、あるいはリース契約とするのであれば、リース期間・材質・㎡当たりのリース料等の実績を積み上げ、市全体で情報を共有してコスト削減に取り組んでいく体制を整える必要がある。

さらに、現在も継続中のリース契約については、撤去を前提とした不動産賃貸借契約であるため、情勢の変化から賃貸借契約満了時に買い取るようになった場合、その時点での買取金額ではおそらく議会の議決を要する場合には該当せず、議会の統制が及ばないことになってしまう。すなわち、今後も、建物賃貸借契約の締結にあたり、撤去を前提に、かつ（予算の減額又は削除に伴う解除等）の条項を設けておくと、その後情勢の変化を理由に2,000万円未満で買い取ることにすれば、議会の統制は全く及ばないことになるのである。これでは、一定の要件に該当する場合、議会の議決を要することとした条例の趣旨が没却されることになる。

（こども支援局）

（講じた措置）

【こども支援局】

市の公共施設は今後、順次建替え、耐震工事が必要となり、この費用負担を軽減するために、各公共施設を有する部署限りの問題としてではなく、市全体でコスト削減に取り組んでいく体制を整える必要があるとのご指摘を十分に認識し、今後、総合的に調達価額の低減を図り、利用する市民の満足度もより高まる方法を検討してまいります。

2 1 （結果）

報告書 5 5 ～ 5 6 頁

解除権を留保したリース契約についても、不動産評価審議会の審議対象とするべきである。

リース契約によって建物を調達する契約書の中には、〈予算の減額又は削除に伴う解除等〉として「この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、市は契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。」という条項が設けられている。

このような解除権を留保した長期継続契約は、形式上はリース契約としていることで、地方自治法第234条の3の「不動産を借りる契約」に該当することになるし、解除条件が定められていて翌年度以降の支出が義務付けていることにはならないため、債務負担行為とする必要はないことになり、議会のチェックを受ける必要はないことになる。

しかしながら、地方自治法が重要な経済行為には議会等を通じて統制をかけ、財政民主主義を推進しようとした趣旨からすると、市が仕様を指定して建設させた建物を利用する契約であり、リース料の支払総額も相当多額になるにもかかわらず、解除権を留保したリース契約の形式をとることによって、議会のチェックも市内部での統制も受けずに担当部署のみの判断で実施できるとすることの相当性には疑問を抱かざるを得ない。市において、このようなリース契約はそれを前提にした予算が計上されており、他市でも存在していることから、

直ちに解除権を留保したリース契約について、途中解約しても当初のリース料総額を支払う契約と同様の取扱いを求めるべきかどうかについて、法的解釈も含め、早急に検討を行うべきである。不動産評価審議会規則では、法令等により賃料または算定規則価格が定められているものを除く賃貸借については、不動産評価審議会が適正な賃料を審議することになっているため、審議対象とするべきであった。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

現在の規則では、賃料を入札により決定する場合を審議対象から除外する規定がないため審議対象となっていますが、入札により賃料を決定するものについては審議対象から除外する規則改正を行う予定で改善を図ってまいります。

22 (意見)

報告書56～57頁

賃借期間満了後の買取価格も含めて比較すべきである。

市所有地に賃貸人が建物を建設して市に賃貸し、賃貸借期間満了後に賃貸人が建物撤去する旨の契約を締結するにあたっては、当初の入札時に、建物賃貸借契約期間の延長、当該建物を市が買い取ることにした場合の買取価格等の条件の提案を求め、将来負担も比較検討したうえで、賃貸人を決定することを検討すべきである。

前述のリース料の支払期間満了後に建物が無償譲渡される契約とは異なり、建物を撤去することが約定されている5件については、あくまでも賃貸人が建物を撤去することまでを含めて賃貸条件が設定されている賃貸借契約である。しかし、将来の事情は不確実であり、賃貸借期間満了時に建物を撤去せずに、当該建物を継続して使用することが要請される事情(保育園児・児童数が減少しない、あるいは、駅前のマンション開発等により、今以上に増加する、厚生労働省が園児・児童一人当たりを求める㎡数が増加する等)が生じることも考えられる。そのため、賃貸借期間を延長する必要がある場合には、あらかじめ市と賃貸人との間に協議が行えるとの条件で入札にかけ、契約書の物件の返還等の条項には「契約の終了時に、賃貸の継続又は売買を請求することができる。」と規定されている。これにより、当初の契約期間満了時に、契約期間の延長、場合によっては、当該建物の買い取りも当初より想定して、諸条件の変更に応じて弾力的に対応可能な契約となっている。

しかし、そうであるならば、入札時に、契約期間満了時の撤去、事前協議や建物の詳細な内容の他に、賃料総額のうち撤去費用金額、金利費用、期間満了後の建物の残存価格、また、契約延長の際の新たな契約額、〇〇年目に買い取る場合の金額等、条件変更時の金額も入札時に業者に全て開示・提案を求めるべきであり、入札時に提示する条件の設定に当たり、市

に集積された保育・留守家庭児童育成行政のソフト面の予測を加え、予定期間で賃貸借を終了できた場合、期間を延長した場合、買い取らざるを得ない場合等、様々な場合を想定して、より合理的な判断を行い、より市民の負担の少ない入札選定を行うべきである。

(こども支援局)

(講じた措置)

【こども支援局】

ご指摘全般は、保育所・留守家庭児童育成センターに限らないものかと考えますが、現在保育所の仮設園舎は、敷地の関係や本体の工期から1年前後の使用しか見込まないものが殆どとなり、また、留守家庭児童育成センターは直接取得を原則としているところです。

総合的に勘案してリースによる時限使用が望ましいとなった場合においては、議会や市民への説明責任を果たせるよう、建物取得又は建物賃貸借の選択手法の確立に努めてまいります。

4. 公有財産の処分に関する事務手続

23 (結果)

報告書62頁

処分した不動産の報告書を、管財課に迅速に提出すべきである。

平成25年3月に撤去した二つの建物（高齢者施設愛宕山寿園、愛宕山保育ルーム用施設）の記載事項異動報告書の提出がそれぞれ平成25年5月と8月になっている。従って、平成25年3月の公有財産残高には解体された建物が含まれていることになり、資産の実在性・正確性が担保されなくなる。双方とも、公有財産の速やかな事務処理がルーティン化されていないためと推測される。公有財産処分後、迅速に報告書を提出すべきである。

(健康福祉局、こども支援局)

(講じた措置)

【健康福祉局・こども支援局】

解体等処分を行った公有財産について迅速に記載事項異動報告書を提出する必要があることにつきましては、今後は横断的に周知、確認を行い、速やかな事務処理に努めてまいります。

5. 公有財産の所管換に関する事務手続

24 (意見)

報告書65～66頁

1) 東山台コミュニティ協議会 (現 東山台地域自治協議会)

公有財産台帳より抜粋

建物番号	建物名称	施設区分名称
00002384	東山台コミュニティ協議会(現 東山台地域自治協議会)	貸付
	所属名称	財産分類
総務局 施設部 施設保全管理課		20 普通財産

当該建物は「東山台コミュニティ協議会 (現 東山台地域自治協議会)」が地区集会所として利用している建物である。貸付先は「東山台コミュニティ協議会 (現 東山台地域自治協議会)」である。市の「コミュニティ推進事業」の担当部署が (市民文化局 市民文化総括室) 市民協働推進課であることに鑑みると、当該建物は事業の担当部署である市民協働推進課の所管とすることが、資産管理事務の効果的、効率的な実施、また、貸付事務の効率化に資すると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

当該建物については、地域での活用も考慮されるものであることから、今後の活用方針を決定し、適切な所管課へ所管換えを進めてまいります。

25 (意見)

報告書66頁

2) 関西盲人ホーム

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002083	関西盲人ホーム	貸付
	所属名称	財産分類
総務局 財務部 管財課		20 普通財産

当該土地は、「社会福祉法人 関西盲人ホーム」の治療所及び寮が所在する土地である。貸付先は「社会福祉法人 関西盲人ホーム」である。市の様々な障害者支援事業は (健康福祉局 福祉部) 障害福祉課が担っており、現に他の障害者支援施設 (市営・貸付) についての所管は障害福祉課である。これらが同一の事業に用い供されている財産であることに鑑みる

と、当該土地は事業の担当部署である障害福祉課の所管とすることが、資産管理事務の効果的、効率的な実施、また、貸付事務の効率化に資すると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

障害福祉課に所管換えを行う前提で協議が調いましたので、今後は所管換えの手続きを進める予定です。

26 (意見)

報告書66頁

3) 阪神友愛食品

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002109 00002110	阪神友愛食品	貸付
所属名称		財産分類
総務局 財務部 管財課		20 普通財産

当該土地は、「阪神友愛食品株式会社」の事業所が所在する土地である。貸付先は「阪神友愛食品株式会社」である。市の様々な障害者支援事業は福祉のまちづくり課が担っている。したがって、当該土地は事業の担当部署である福祉のまちづくり課の所管とすることが、資産管理事務の効果的、効率的な実施、また、貸付事務の効率化に資すると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

障害福祉課に所管換えを行う前提で協議が調いましたので、今後は所管換えの手続きを進める予定です。

27 (意見)

報告書66～67頁

4) 第二きんとん作業所

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002116	第二きんとん作業所	貸付
所属名称		財産分類
総務局 財務部 管財課		20 普通財産

当該土地は、「第二きんとん作業所」の作業所が所在する土地である。貸付先は「特定非営利活動法人障害者生活支援センター遊び雲」である。市の様々な障害者支援事業は障害福祉課が担っており、現に他の障害者支援施設（市営・貸付）についての所管は障害福祉課である。これらが同一の事業に用い供されている財産であることに鑑みると、当該土地は事業の担当部署である障害福祉課の所管とすることが、資産管理事務の効果的、効率的な実施、また、貸付事務の効率化に資すると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

生活支援課に所管換えを行う前提で協議が調いましたので、今後は所管換えの手続きを進める予定です。

28 (意見)

報告書67頁

5) 段上児童館
公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002092	段上児童館	貸付
所属名称		財産分類
総務局 財務部 管財課		20 普通財産

当該土地は「段上児童館」が所在する土地である。貸付先は「西宮市社会福祉事業団」である。当該児童館施設の所有は「西宮市社会福祉事業団」であり、(こども支援局 こども支援総括室) 子育て総合センターが「西宮市社会福祉事業団」に運営補助金を支出し、運営の管理を行っている。市の児童館管理運営事業が子育て総合センターであることに鑑みると、当該土地も事業の担当部署である子育て総合センターの所管とすることが、資産管理事務の効果的、効率的な実施、また、貸付事務の効率化に資すると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

子育て総合センターに所管換えを行う前提で協議が調いましたので、今後は所管換えの手続きを進める予定です。

29 (意見)

報告書67頁

6)西宮市シルバー人材センター (意見)

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00002112	西宮市シルバー人材センター(事務所)	貸付	総務局 財務部 管財課	20 普通財産
00002149	西宮市シルバー人材センター(作業所)	貸付	総務局 財務部 管財課	20 普通財産
建物番号	建物名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00002389	西宮市シルバー人材センター(事務所)	貸付	総務局 財務部 管財課	20 普通財産

当該土地建物は「西宮市シルバー人材センター」の事務所及び作業所が所在する土地建物である。貸付先は「西宮市シルバー人材センター」である。市の事務分掌、「西宮市シルバー人材センターに関すること。」については(産業環境局 産業部) 勤労福祉課が担っている。このことに鑑みると、当該土地建物も事業の担当部署である勤労福祉課の所管とすることが、資産管理事務の効果的、効率的な実施、また、貸付事務の効率化に資すると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

労政課に所管換えを行う前提で協議が調いましたので、今後は所管換えの手続きを進める予定です。

30 (意見)

報告書68頁

7)大谷美術館駐車場

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002082	大谷美術館駐車場	貸付
	所属名称	財産分類
	総務局 財務部 管財課	20 普通財産

当該土地は大谷美術館利用者のための駐車場が所在する土地である。貸付先は「公益財団法人西宮市大谷記念美術館」である。市の事務分掌上「芸術文化事業に関すること。」「西宮市大谷記念美術館との連絡調整に関すること。」は(市民文化局 文化スポーツまちづくり部) 文化振興課であり、資産管理事務をより効果的、効率的に実施するために、当該土地の所管

は文化振興課とすべきと考えられる。

なお、平成26年度において、大谷美術館が所在する市保有地については管財課から文化振興課へ所管換えされる予定である。(⑬参照)

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

所管換えを完了しました。

31 (意見)

報告書68頁

8)各公民館施設

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00000647 他	中央公民館 他13件	他の教育施設	教育委員会 学校管理部 教委 学校管理課	12 公共用財産
建物番号	建物名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00001251 他	今津公民館 他46件	他の教育施設	教育委員会 学校管理部 教委 学校管理課	12 公共用財産

当該土地建物はそれぞれ、公民館及び公民館が所在する土地である。公民館管理運営事業、公民館維持管理事業、公民館改修事業の所管は(教育委員会 社会教育部)中央公民館である。また、中央公民館の事務分掌上も「公民館の維持管理に関すること。」となっており、かつ、同一用途の借り受けを行っている越木岩公民館の土地建物の管理主体も中央公民館である。

市は、教育財産については統一的な見解によって財産管理を行うことを重視し、西宮市教育委員会事務局処務規則に基づき、学校管理課において一体的に管理している、との見解であるが、資産管理事務をより効果的、効率的に実施するため、事務分掌と公有財産台帳の所管の記載を一致(所属換え)させるべきと考えられる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

西宮市教育委員会事務局処務規則に基づき、学校管理課において一体的に管理している公民館の土地建物については、資産管理事務をより効果的、効率的に実施するため、管理実態に合わせて所属換えを検討してまいります。

32 (意見)

報告書68～69頁

9) 自然体験学習施設

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00000687 他	自然体験学習施設 他35件	他の教育施設	教育委員会 学校管理部 教委 学校管理課	12 公共用財産
建物番号	建物名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00001307 他	自然体験学習施設 他12件	他の教育施設	教育委員会 学校管理部 教委 学校管理課	12 公共用財産

当該土地建物はそれぞれ「山東自然の家」の関連施設及びそれらが所在する土地である。山東自然の家管理運営事業は（教育委員会 社会教育部）青少年育成課が担っている。また、青少年育成課の事務分掌上も「山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。」となっており、かつ、同一用途の一部借り受けを行っている土地（散策道用地、他）の管理主体も青少年育成課である。

市は、教育財産については統一的な見解によって財産管理を行うことを重視し、西宮市教育委員会事務局処務規則に基づき、学校管理課において一体的に管理している、との見解であるが、資産管理事務をより効果的、効率的に実施するため、事務分掌と公有財産台帳の所管の記載を一致（所属換え）させるべきと考えられる。

（教育委員会）

（講じた措置）

【教育委員会】

西宮市教育委員会事務局処務規則に基づき、学校管理課において一体的に管理している自然体験学習施設（山東自然の家）の土地建物については、資産管理事務をより効果的、効率的に実施するため、管理実態に合わせて所属換えを検討してまいります。

3 3 （意見）

報告書 6 9 頁

10) 自治会施設用地及び建物

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00001853 他	甲東地区連合自治会 他37件	貸付	総務局 財務部 管財課	20 普通財産
建物番号	建物名称	施設区分名称	所属名称	財産分類
00002367 他	札幌筋商店街自治会 他5件	貸付	総務局 財務部 管財課	20 普通財産

「平成21年度 包括外部監査結果報告書（普通財産を中心とした管理に係る財務事務について）」において、当該土地及び建物は該当事業を実施している所管課への所管換えについて意見を付され、それに対して市は「貸付事務の効率化を図るために、事業を実施している部局への所管換えを検討及び順次協議してまいります」との措置を報告している。しかしながら、平成26年度現在において所管換えは実施されておらず、その理由を適切な所管部署の不存在としている。

ここで「平成26年度 西宮事務事業評価シート」において「地域自主管理集会施設整備補助事業」の担当部署は（市民文化局 市民文化総括室）地域活動支援課である。また、地域活動支援課の事務分掌上も「地域集会施設（市が設置し、又は管理するものを除く。）についての指導助言及び調整に関すること。」となっており、当該土地建物の事業主体は同課と考えられる。このことに鑑みると、各自治会施設の適切な所管は地域活動支援課であり、所管換えを行うべきと考えられる。

（総務局）

（講じた措置）

【総務局】

当該公有財産は、開発に伴い開発事業者が地域に寄贈すべきところ、地域が法人格を持たないため、市に寄贈し、市が地域に貸与することとなったものと、地域からの要請に基づき、市の未利用地等を暫定的に貸与しているもので、関連事業課が貸し付ける性格のものではなく、財産管理の一環で管財課で貸付を行うことが適当と考えています。なお、地域活動支援課の事務分掌の地域集会施設についての指導助言及び調整とは、地縁団体が集会所施設の土地や建物を自ら取得するために法人格を持つよう指導等するものです。

34（意見）

報告書70頁

11) 西宮市大谷記念美術館用地

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002081	大谷美術館	貸付
所属名称		財産分類
総務局 財務部 管財課		20 普通財産

「平成21年度 包括外部監査結果報告書（普通財産を中心とした管理に係る財務事務について）」において、当該土地は該当事業を実施している所管課への所管換えについて意見を付され、それに対して市は「貸付事務の効率化を図るために、事業を実施している部局への所管換えを検討及び順次協議してまいります」との措置を報告している。

市の事務分掌上、「芸術文化事業に関すること。」「西宮市大谷記念美術館との連絡調整に関すること。」は（市民文化局 文化スポーツまちづくり部）文化振興課の所管であり、当該土地を利用して事業を実施している部署は同課と考えられる。

当該土地については、市内関連部局での協議の結果、平成26年度において文化振興課へ所管換えを実施される予定である。

（総務局）

(講じた措置)

【総務局】

所管換えを完了しました。

35 (意見)

報告書70～71頁

12)円勝会高齢者施設用地 (意見)

公有財産台帳より抜粋

土地番号	土地名称	施設区分名称
00002124	社会福祉法人 円勝会	貸付
	所属名称	財産分類
総務局 財務部 管財課		20 普通財産

「平成21年度 包括外部監査結果報告書(普通財産を中心とした管理に係る財務事務について)」において、当該土地は該当事業を実施している所管課への所管換えについて意見が付き、それに対して市は「貸付事務の効率化を図るために、事業を実施している部局への所管換えを検討及び順次協議してまいります」との措置を報告している。しかしながら、平成26年度現在において所管換えは実施されておらず、その理由を、事業内容が複数の課にわたるからとしている。

事業内容が複数の課にわたるとは言え、主たる事業を実施していない管財課が所管している現状は望ましいものとは言えず、主たる事業を実施しているより適切な部課の所管とすべきと考えられる。

ここで、市の事務分掌を勘案すると、福祉のまちづくりに関することを所管している(健康福祉局 福祉総括室)福祉のまちづくり課へ所管換えすべきと考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

福祉のまちづくり課に所管換えを行う前提で協議が調いましたので、今後は所管換えの手続きを進める予定です。

6. 公有財産の修繕に関する事務手続

36 (結果)

報告書78～79頁

避難場所等についての耐震化対応が遅れている。

公共建築物の耐震診断の結果により、優先度が高い(A～B2)とされている特定建築物や特定建築物に該当しないが避難場所等に指定された施設について、計画通りに耐震化が進捗していない施設がある。(表5-6)の「該当する施設」のとおり)

今後の施設のあり方についての結論が出ていない施設があり、耐震化が遅れている要因となっている。これらの施設についても市民が日常的に利用する施設であり、また災害時に重要な拠点となる施設や不特定多数の人が利用する施設であることから、施設マネジメントの検討を早急に行い、必要な施設についての耐震化を急ぐ必要がある。

また保育所等については、園児が居る昼間の時間帯での工事が難しく、代替施設の設置等についても負担が大きいため、耐震化が遅れる要因となっている。これらの施設についても、園児等が日常的に利用する施設であり、また災害時に重要な拠点となる施設であることから、代替施設として利用率の低い施設や遊休施設を活用する等具体的な対応策を検討し、耐震化を急ぐ必要がある。

(表5-6)

分類		該当する施設	
A	災害時に最も重要な拠点となる施設	特定建築物	保健所、教育委員会庁舎、江上庁舎、中央病院
		特定建築物に該当しない避難場所等	—
B1	福祉施設・教育施設	特定建築物	芦原保育所、今津文協保育所、北夙川保育所、津門保育所・津門児童館・母子支援施設、むつみ保育所・むつみ児童館、今津南保育所・今津南市民館、浜脇保育所・浜脇児童館、上之町保育所・北瓦木センター、旧高須東小学校3棟
		特定建築物に該当しない避難場所等	—
B2	市民利用施設	特定建築物	—
		特定建築物に該当しない避難場所等	網引市民館、市庭市民館、大箇市民館2棟、北甲子園口市民館2棟、甲陽園市民館2棟、平木市民館、広田山荘、八ツ松市民館

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

避難場所等の耐震化対応については、ご指摘の通り、施設のあり方についての結論が出ていないため、耐震化が進んでいません。施設の今後のあり方が決まり次第、早急に耐震化を行っ

てまいります。今後も一層、避難所等について耐震化ができるよう努めてまいります。

37 (意見)

報告書79～80頁

耐震化の対応状況について情報公開することが望ましい。

公共建築物の耐震化の状況については、学校施設を除き、耐震改修促進計画の中間検証の結果として4年ごとにしか公表されていないが、市民にとって公共施設の耐震化の状況は、地震が起こった際の判断に影響を与える重要な情報であることから、耐震化の進捗状況は適宜把握し、市民に公表していく必要がある。

今後は、耐震改修促進法の改正（平成25年度）により、特定建築物のうち一定規模以上のものは耐震診断の結果が公表されるようになるが、それ以外の施設についても同様に公表を行っていくことが望まれる。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

耐震化の対応状況の情報公開については、今年末に要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の公表が予定されています。公表された後、市民にわかりやすいよう耐震診断の結果を整理し、公表が義務付けられていない施設の耐震診断の結果の公表に向けて作業を進めてまいります。

38 (意見)

報告書80頁

民間特定建築物の耐震化を促進することが望ましい。

民間特定建築物については、不特定多数の人が利用する施設であることから、耐震化が急がれているが、耐震化の進捗状況については、平成23年度に実施された中間検証の結果、平成20年度において73.1%となっており、進捗に遅れを生じている。市では直近の進捗状況について把握がなされていないことから、適宜、耐震診断の状況や耐震化の進捗状況を把握し、兵庫県とも連携を図って、耐震改修促進法第7条に基づく指導・助言を積極的に行い、耐震化の促進に努める必要がある。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

民間特定建築物における耐震化の進捗状況については、平成27年度末に耐震改修促進計画

の検証を予定しており、その際に示す予定です。また、この進捗状況の実態調査とあわせて、特定建築物の所有者は耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならないことを周知するとともに、市政ニュースや市ホームページによる補助制度の広報活動により耐震化を促進するよう努めています。

市営住宅の耐震化を促進することが望ましい。

市営住宅の耐震化について、平成27年度までの戸数比での耐震化率の目標97%に対して、平成25年12月時点で戸数比71.5%となっており、進捗に遅れを生じており、目標の達成は厳しい状況である。ストック活用計画において維持保全を図っていくとされている市営住宅の耐震化と未耐震の物件についての用途廃止については、長寿命化を前提として、物件ごとの状況や優先度等を勘案し、耐震改修やバリアフリー化等も踏まえた中長期の修繕計画を策定し、そのなかで計画的に推し進めていく必要がある。

なお、当然のことであるが、将来的に用途廃止する市営住宅と維持する市営住宅の選別をまず行った上で、維持する市営住宅を優先して耐震化の促進を図ることが望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

既存の市営住宅の中で現在の耐震基準に適合していない住棟について、建物の耐用年数等を考慮し選定を行ったところ11棟の市営住宅を耐震化の検討対象としました。耐震化の検討対象住棟のうち住民が住みながら耐震改修が施工できる住棟につきましては、耐震化を進めてまいります。また、耐震化を行わない住棟及び住んだ状態での耐震改修施工が不可能な住棟については、用途廃止又は建替えを実施することにより未耐震の物件の解消に努めてまいります。

なお、将来的に用途廃止又は建替えが予定されている住棟は、計画修繕を行わないこととしております。

7. 公有財産の保全に関する事務手続

40 (意見)

報告書81頁

不法占拠の早期解消に努めるべきである。

公有財産について不法占拠されているものがあり、事案ごとにそれぞれ対応が行われているものの長期間を要しており、解決に至っていない。交渉状況に応じて法的な措置も検討しながら、使用者への払下げや使用許可等により、順次是正措置に努めることが必要である。

(都市局、土木局)

(講じた措置)

【都市局】

都市局所管の当該土地については、占有者と平成26年7月に筆界確認書を取り交しました。その中で改めて占有者が建築行為を実施する際、市の土地から除却することを誓約しています。

【土木局】

市有地の不法占拠に対する早期解消については、今後も継続的に不法占拠者への是正指導及び勧告を重ねていくとともに、交渉状況に応じて代執行や払下げ等具体的な措置を検討するなど、早期解消に努めてまいります。

また、水路の不法占拠に対しても、許可・指導業務を行うチームを設置し体制を整えました。改めて効率的な指導方法の検討を行い、課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

8. 借受財産の設定に関する事務手続

4 1 (結果)

報告書 8 3 頁

借受財産の・統一的な手続要領の作成、台帳管理を行うべきである。

借受を実行するに際しての指針無き現状において、その必要性、契約内容の妥当性等に係る判断は統一されたものではない。恣意性を排除し、公平性を高めることでより効果的・効率的な資産活用方法を見いだせる可能性がある。また、他の自治体では、借受財産について公有財産規則に台帳の整備を規程しているところがある。

今後、少なくとも、借り受けすることについての審議手続・判断基準、賃借料の妥当性についての検討手続・判断基準、借受財産台帳への登録に関する事項等、について定める必要があると考えられる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

借受財産は、市が一律に貸付条件を規定する貸し付けとは異なり、相手方との折衝で条件面等を柔軟に変更する必要がある、統一的な判断基準を策定することは困難と考えますが、全庁的な借受財産の把握という観点から、台帳の整備など今後の借り受け事務のあり方について検討してまいります。

4 2 (意見)

報告書 8 4 ~ 8 5 頁

事務分掌外の管理部門が管理している借受財産がある。

財務課で「水道用地」の借り受けを行っている。内容は以下のとおり。

- ・北山貯水池 (土地)
- ・名塩配水所配水槽 (土地)
- ・グリーンハイツ第2中継槽 (土地)

借受財産について、以前は一括して財務課が管理していた経緯があり、上記3件についても未だ財務課の管理下にある。

しかし、北山貯水池の維持管理は施設管理課の所管であり、名塩配水所配水槽及びグリーンハイツ第2中継槽の維持管理は北部水道事業所の所管であるので、それぞれ適切な担当部署により管理を行うことが資産管理の効率的な運営上望ましいと考えられる。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

借受財産については、それぞれ適切な担当課で管理を行うために関係各課間で協議し、北山貯水池(土地)は施設管理課に、名塩配水所配水槽(土地)及びグリーンハイツ第2中継槽(土地)は北部水道事業所に所管換えを行いました。今後とも資産管理の効率的な運営に努めてまいります。

43 (意見)

報告書85頁

賃料改定の検討が必要な仮受財産がある。

市が借り受けている山東自然の家周辺の「散策道用地」については、毎年600千円の借受料が発生している。利用者が減少傾向にある中、開設当初より賃料の改定が行われておらず、賃料改定又は購入の検討をする必要があると考えられる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

特に、自然学校で山東自然の家を利用する児童にとって、自然いっぱいの散策道をハイキングする中で得る、発見や気づき、仲間との絆作り(協同)等、散策道は必要です。各学校園には、散策道の利用促進について依頼し、賃借料については、地主と協議してまいります。土地の購入については検討しておりません。

9. 公有財産の台帳管理に関する事務手続

4.4 (結果)

報告書89頁

公有財産の現物調査を定期的に行うべきである。

公有財産現物の実地確認は、取得や所管換えがない限りは定期的には実施されていない。公有財産規則第18条によれば、公有財産の管理に当たっては、公有財産の現況と財産台帳の符合について留意しなければならないとある。毎年度全件実施するのは事務負担が過大となり現実的ではないが、土地・建物については、現況把握のため管財課がサンプルベースで、数年に一度でも、現物の実査を行ってその状況を定期的に確認すべきである。

また、第5編に記述の未利用地の現地視察を行った際にも、無断駐車されている市有地が数件存在した。市の財産の保全のためにも、市の職員が現況を定期的に視察することが肝要である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

順次実施する予定で、改善を図ってまいります。

10. 公有財産の有効活用に関する体制と手続

45 (意見)

報告書91頁

未利用地については、売却促進が図られることが望まれる。

売却可能資産についての注記がなされていないのは、第3編3.(4)で記述の通りであるが、市が売却可能資産として実際に選定しているものは、原則として翌年度単年予算にて売却処分が予定されているものを対象としている。

市が保有する普通財産の中には、かなりの数の未利用地、それも面積が広く、資産価値もあるものが含まれている。これらの未利用地の活用・解消のためには、翌年度単年予算にて売却処分を検討しているもののみならず、現に「行政サービスを提供していない」かつ「将来の資金流入が見込まれる」公有財産すべてを対象として検討することが肝要である。すなわち、売却可能資産の定義にとらわれず、売却が可能な資産は他にもあることを念頭に、積極的に市の未利用地を処分することが望まれる。資産・債務改革を推進するための重要な検討対象資産という新地方公会計の趣旨から考えれば、「行政サービスを提供していない」かつ「将来の資金流入が見込まれる」公有財産すべてを対象とすることが望まれる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

「行政サービスを提供していない」かつ「将来の資金流入が見込まれる」公有財産すべてを未利用地の対象とすることについては、平成27年度から、狭小な土地や将来的(最終的)な用途は決まっているものの事業化が決まっていないことから暫定的な利活用も検討すべき土地なども含め、現在活用している土地以外の土地を広く「未利用地」と捉え、未利用地調査を実施し改善を図っております。

46 (意見)

報告書91～93頁

未利用地を活用するための定性的情報を把握することが望ましい。

市では(3)の通りの未利用地の把握・検討を行っているが、所在地、地番、地目、面積、現況の情報だけでは、該当の土地の有効活用を検討するには情報が不十分すぎると考えられる。活用方法を検討するにあたっては、少なくとも下記の①当初取得目的、②未利用となった経緯及び理由、③未利用の状態が継続している期間、④未利用財産の分類整理といった定性的な情報を未利用地一覧表に追加するか、定性的情報として台帳の登録事項とするか検討することが望まれる。そして、長期間未利用の状態が続いている土地については、今後も行

政財産として使用される見込みが低いため、原則として売却処分を検討することが望ましいと考えられる。

①当初取得目的

当初取得した目的や経緯が不明な場合、処分しても良い未利用地かどうかの判別がつかない。当初取得した目的が達成され、現時点で用途廃止となっている場合は、売却が可能となるものである。

②未利用となった経緯及び理由

なぜその財産が未利用となったのか、今後も同じ目的で活用できるのかどうかを検討するために、未利用となった経緯及び理由を把握するべきである。

③未利用の状態が継続している期間

長期間活用方法が定まっていない土地は、将来的にも活用方法が見いだせない可能性が高い。そういった土地は、市が行政財産として活用することは難しいため、原則的には売却処分により解消を図るべきである。

④未利用地の分類整理

未利用地といえども、活用が困難な土地、売却処分が不可能な土地なども含まれる。有効活用や売却処分が見込まれる土地に絞って優先的に検討を行うべきである。下記は、未利用の公有財産をその性質に応じて分類整理している他市例である。

他市例（袖ヶ浦市公有財産利活用方針 袖ヶ浦市総務部管財契約課）

4 未利用公有財産の個別整理

実際に公有財産を効率的に利活用するためには、現状において未利用となっている個別の財産ごとに分類、整理することが不可欠である。

よって、維持管理費の削減と自主財源の確保に向け、積極的な売却、貸付等を早期に実現するため、次のとおり区分を設定し、分類、整理する。

- ① 区分A 未利用公有財産のうち、条件整備が整い、公有財産利活用検討委員会及び用地取得調整会議で審議、決定後、一般競争入札等により、随時、売却処分が可能となる財産
- ② 区分B 未利用公有財産のうち、条件整備が必要となる事務を完了すれば、年度内に売却処分が可能と見込まれる財産
- ③ 区分C 未利用公有財産のうち、条件整備に必要な問題が解決していないなど、売却処分までに相当の準備期間が必要となる財産
- ④ 区分D 未利用公有財産のうち、売却処分が可能であるが、取得時に利用目的の指定により寄付を受けたことから調査が必要となり、売却処分が可能か検討する必要がある、当分の間、貸付として位置づけられる財産
- ⑤ 区分E 未利用公有財産のうち、売却可能ではあるが、今後、利活用する予定が見込まれることから、利活用方法が決定するまでは、民間等へ貸付として位置づける財産

⑥ 区分F 100㎡を超える未利用公有財産で、条件整備が困難であり、市場性が低く、隣接地権者等以外による利用が困難であると思われることから、継続保有しなければならない財産

⑦ 区分G 100㎡以下の未利用公有財産で、隣接地権者等以外による利用が困難であると思われることから、継続保有しなければならない財産

※ 上記、区分A～Gに分類した各個別の未利用財産について、条件や利活用計画が変更となった場合には、区分間の移行を行うものとする。

また、定期的に庁内各部署での利活用見込を聴取し、区分間移行の資料とする。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

未利用地の定性的情報を把握することについては、平成26年度より有効な利活用に繋がるよう調査項目を増設し、また未利用地の分類整理も行いました。

今後も、他市の例を参考にしながら調査項目の改善を図り、より詳細な未利用地情報の収集・把握に努めてまいります。

47 (意見)

報告書93頁

未利用地に関する情報を公開することが望ましい。

市で利活用が不可能と考えている土地や建物であったとしても、民間で利用要望があるものが潜在的に存在する可能性がある。未利用地に関する情報を市のHPに公表している自治体(北海道、札幌市、宇都宮市、福岡市、長崎市、鹿児島市ほか多くの自治体)が昨今は増えており、こういった取り組みにより市が活用困難と考えている土地についても売却処分を行うことが出来ている。未利用地の活用方法については、公平・公正で透明性のあるものとするべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

未利用地に関する情報を公開することについては、他市でもホームページに公開している事例があり、未利用地の解消のための有効な手法の一つと認識しております。他自治体の取組み事例を参考に、公開することのメリット・デメリットを精査した上で、本市の未利用地情報の公開について検討してまいります。

低利用財産の把握、活用の検討を行うべきである。

未利用財産については、各所管課に未利用地調査票から回答をもらう形で管財課が平成25年度まで集計しているが、敷地内の更地や利用頻度の低い駐車場、利用者が少ない施設、施設の規模に対して利用者が少ないと思われる施設に対する検討はされていない。何をもって「低」利用と定義するかは個々の施設ごとに検討すべきであるため画一的な考え方は出来ないが、公有財産の現況調査を行い、その使用目的や効果を検討した上で、現在の使用状況で有効に活用されていないと思われるものについて民間等への売却又は貸付を検討することが必要である。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

低利用財産の把握、活用の検討について、個々の施設の状態を横断的、相対的に評価する仕組みや、その評価を踏まえて個々の施設に適合する施設活用方針を判定するための仕組みが構築できないか研究をしてまいります。

1 1. 個別財産の検討

(1) 土地・建物

I. 公民館、市民館、共同利用施設

49 (意見)

報告書106頁

統一した予約システムを整備することが望まれる。

先述の通り、利用者にとっての利用目的は、各施設とも大きな違いはなく、i) 市（行政）による主催事業、公用利用、公民館活動推進員会事業等の公的な利用、ii) 地域団体等による交流、福祉活動等の利用、iii) スポーツ・レクリエーション、芸術・文化等を目的としたサークル活動的利用の3つに大きく分けられる。そして、いずれの施設もiii) スポーツ・レクリエーション、芸術・文化等を目的としたサークル活動的利用が、50～70%と、施設の大半を占めている。（「中間報告」より）であるならば、利用者にとって、全ての施設情報が開示され、どの施設でも選択可能な状況で施設の予約申込ができる方が利用しやすいと言える。

公民館（所管：教育委員会）は、窓口申込、電話申請（予約した後、利用施設の窓口で本申請）による申込みに加えて、市のホームページ上からインターネット（電子申請）申請ができるシステム「まなびネットにしのみや」を構築して、利用者の便宜を図っている。また、そのシステムは、市民ホール等が併設する集会所等（所管：市民文化局）のシステム「カルチャー&カレッジネットにしのみや」とも横断的に検索可能となっており、市民目線に立ったものと言える。使用料も、銀行振込による支払が可能である。

一方、地区市民館、共同利用施設は、施設に直接申し込み、現金で使用料を支払う方法をとっている。「まなびネットにしのみや」と「カルチャー&カレッジネットにしのみや」の横断的検索が可能なシステムが可能であるならば、地区市民館も同じように、集会所の一つの選択肢としてインターネット申込ができるようにすれば、利用者にとっては選択肢が広がり、システムの利用者も増加するであろうし、施設稼働率の向上にも寄与すると考える。

ただし、各施設は市民全体のものである限り、インターネットを利用しない多くの高齢者等の便宜が害されないよう留意することも必要である。

(政策局、市民文化局)

(講じた措置)

【政策局】

統一した予約システムの整備については、平成26年度に庁内の施設予約システム検討会議を開催し、各所管の集会施設の中で、予約システムの整備が可能と考えられる施設や導入に際

しての留意点・問題点について、全庁的な情報共有を行いました。

今後は、引き続き検討会議により、導入が可能と考えられる集会施設について具体的に検討し、高齢者等にも配慮したかたちでの統一した予約システムの構築に取り組んでまいります。

【市民文化局】

他施設のシステムのメリットを研究するとともに、高齢者等の便宜にも配慮し、全ての市民に使いやすいシステム構築に向け、関係課との協議に努めてまいります。

50（意見）

報告書106～107頁

アンケートの実施による稼働率の向上を検討することが望ましい。

定期使用グループ等で日常的に利用する人の意見も大事である。しかしながら、自治会の回覧版で公民館・地区市民館等の行事の通知があっても、利用経験のない市民にとっては開催される公民館等の場所すら認識できていない場合もあり、公民館等の地図を記載するなどの工夫も必要であろう。利用しない人を利用する人に変えてこそ、稼働率は伸び、施設の役割も高まることになる。

全ての施設において、施設稼働率向上のためには、利用者だけでなく、利用しない市民のアンケート等もとり、アンケート結果を分析し意見を取り入れるべきである。

（市民文化局、教育委員会）

（講じた措置）

【市民文化局】

現在、市民サービスの充実及び稼働率の向上を図るため、指定管理者である地区市民館運営委員会と連携し利用者アンケートを順次実施しています。

なお、施設を利用しない市民に対するアンケートについては、施設稼働率向上を図るうえでニーズ等を把握する必要があることから、関係各課等との協議に努め、アンケート実施に向けて検討してまいります。

【教育委員会】

公民館の主催事業・推進員会事業の講座については、チラシ等の広報紙に住所か地図を掲載するよう努めております。また、平成26年度から通常の使用許可とは別の枠組みで、個人や団体が催しや講座などの開催に公民館を利用可能とする「公民館活用促進プロジェクト」を実施し、稼働率の向上に努めております。

また、アンケートの実施については、平成26年度に資産活用課が「集会機能を持った施設

について」というテーマで市政モニター調査を実施しております。その中で「公民館、市民館及び共同利用施設をよりいっそう利用してもらうために何が必要と思いますか。」という質問に6割弱の人が「魅力的な催し、講座の開催」、2割強の人が「広報の充実」と答えております。今後もホームページなどで積極的に広報に努めるとともに、市民が参加したいと思える講座の充実を図ってまいります。

51 (意見)

報告書107～108頁

集会所としても機能できる施設を積極的に活用することが望ましい。

三施設とも、利用者の利用意識が集会所として同じあるならば、市、行政側も、一体として維持・管理・運営を進めていくことが望ましい。また、他の集会所機能を有する施設も、同様に一体として維持・管理・運営を検討していくべきである。

施設の偏在については、コミュニティ協会別施設の一人当たり床面積の表を見ても明らかである。

ちなみに、西宮市政ニュースの平成26年9月25日号には西宮市文化祭特集(6～9頁)が掲載されているが、各地域コミュニティの使用施設は公民館が大多数を占めるのに対し、施設数・一人当たり床面積の少ない市北部の山口、塩瀬地域においては、公民館だけでなく、市民館、小学校、神社会館、寺、山口ホール、北六甲台コミュニティセンターが、一体として市民文化祭の開催場所として広報がなされていた。

上記山口地域の各グループ・団体は、利用者の利便性を考慮した結果、5年前に設置された山口ホールを最大の開催場所とし、塩瀬地域でも公民館、地区市民館の区別にこだわらず、小学校、コミュニティセンター(自治会の施設)、神社会館等まで利用して、文化祭を盛り上げようとしていたものと解される。施設の少ない地域においては、市民自らが市の施設であるか否かに関係なく、現存する施設を自主的に選択・使用して有効利用している実践的な事例であると認められる。実際のところも、施設がこの地域に少ないからといって文化祭開催時ではない通常時の施設稼働率が他の地域に比べ特に非常に高いわけではなく、必要に応じ、必要な施設を地域住民が主体的に、適宜、合理的に利用していると言えよう。

このような市民目線で、三施設のみではなく、集会所機能を有する各種施設(例えば、市民会館・ホールも集会室を併設)が一体となって有効利用できるよう、市側も、維持・管理・運営を推進すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

公民館は社会教育施設であり、市民館及び共同利用施設は地域集会施設ですが、集会所機能を有するという点では、共通しています。そこで公共施設マネジメントの観点から、1つの施設に複数の機能を持たせ、適正配置を検討する方向を目指しております。そのため、市民が利用しやすい利用及び運営の統一について検討を始めております。

なお、集会所機能を有する他の施設や地域が所有している地域自主管理集会施設については、3施設を補完する施設であり、地域活動を担う拠点として位置づけられるものと考えております。

Ⅱ. ホール・会館

5 2 (意見)

報告書 1 1 3 ~ 1 1 4 頁

公共文化ホールを多機能化すべきである。

なるお文化ホールのような高校の講堂でありながら市民ホールとしても利用できるような公共施設を、今後公共施設の新設及び建替えが行われる際に当初より検討し、施設の有効利用かつコスト削減を市全体として図ることが望ましい。

その場合、学校施設を一般利用者が利用することで学校側に支障が生じないかが問題となるが、西宮東高等学校となるお文化ホールの境には、鉄柵や扉が設けられており、一般利用者が校内に立ち入りできないようになっている。また、学校側がホールを利用する際は、その都度開錠して使用することとしており、学校側に支障が生じることのないよう配慮されている。

さらに、学校にホールがあることで、学校行事や説明会等の会場として使用することができ、設営の負担も無いため大きなメリットがある。また、一般市民へ開放する文化ホールとしての役割があることから、舞台・照明設備が比較的充実しており、学校の使用時にも当該施設を活用することができ、生徒、保護者、学校職員に種々なソフト面での効用が大きい。ただし、一般利用者への開放日には学校行事が制限されることになるため、曜日設定の自由度が低下するとのことであるが、ハード面、ソフト面でのメリット、デメリットを総合的に勘案すれば、今後の公共施設のマネジメントを推進していく上でも、評価すべき事例である。

市では、従来から、留守家庭児童育成センターや保育ルームを学校施設内に設置し、利用者（乳幼児・児童）の安全、利便性に資するとともに、財政面での効率的運営も実施してきた実績がある。また、現在も建設中の学校で、子育て支援施設を併設の計画があるとのことであり、「なるお文化ホール」の事例を参考に、更に効率的な取り組みが行われることが望まれる。

(政策局、市民文化局)

(講じた措置)

【政策局・市民文化局】

施設の移転や複合化といった機能の最適化を進めるため、今後も事例の蓄積を行いながら、効率的・効果的な機能再編の全庁的かつ計画的な推進を行ってまいります。

5 3 (意見)

報告書 1 1 4 ~ 1 1 5 頁

西宮市民会館の指定管理者の公募について検討が望まれる。

平成20年包括外部監査により、西宮市民会館の指定管理者が唯一非公募となっていることについての改善が望まれていた。

しかし、平成25年3月の指定管理期間満了後、その後3年間の指定管理者は非公募のまま同じく公益財団法人西宮市文化振興財団が指定されている。

市の説明では、「市民会館は、市民ホールの中で唯一1,000席を超えるホールであり、本施設の設置目的である『芸術文化の鑑賞・創造・発表の場』として、市民文化を創造していくための必須施設である。市と文化振興財団は協力して市民に良質な芸術文化事業を低廉な料金で提供するため、市民会館を西宮市の文化振興の拠点施設として捉え、文化振興財団が中心となって市の受託事業等を多数行っている。また文化振興財団によるバリアフリー対策等様々なサービスの向上策等の提案は、ソフト・ハードの連携により生み出されたもので、その一定の成果が上がっていると判断したため」とのことである。

しかしながら、市民ホールの中で市民会館だけが、非公募により指定管理者を選定することが合理的であるとはいえない。

また、西宮市の「指定管理者制度運用指針」にも、以下のように外郭団体も公募を前提に経営改善を図る旨、規定されている。

7、その他

(2) 外郭団体

現在、公募によらず指定管理者に指定されている外郭団体については、指定管理者の募集方法を公募とすることにより、民間事業者等との競争が予想されるため、今後とも経営改善を図る必要がある。

例えば、他都市のように、外郭団体が民間企業と共同企業体を結成して指定管理者選定の公募に臨むことで、外郭団体が長年培ってきた企画力と民間企業ならではのサービス力・効率化のノウハウを結集して指定管理業務を遂行する方法も考えられるところであり、公募制に移行することによって公益財団法人西宮市文化振興財団にそのような努力を促すこともできると考えられる。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

市では、西宮市民会館を市民の芸術文化を振興する拠点施設として位置づけており、公益財団法人西宮市文化振興財団では文化芸術に長けた専門職員を配置していくほか、市の育成団体である西宮市吹奏楽団、西宮少年合唱団の拠点施設を西宮市民会館に一本化し、両団を活用した事業展開や、施設の柔軟な運営などによる市民文化の拠点施設にふさわしい施策の推進に努めていくこととしております。

市としましては、同財団が西宮市民会館の管理運営を行うことが最適であると判断しております。

54 (意見)

報告書 115 頁

指定管理者の選定基準等について情報公開することが望ましい。

指定管理者の選定基準・選定手続・選定理由のホームページ上での開示は、常時閲覧できる状態とし、他の応募者の名称・匿名での選定評価点数も閲覧できることが望ましい。選定基準・選定手続及び選定理由は、それぞれ募集時及び議会の議決後、ホームページにて公表しているとのことであるが、一時期を過ぎると閲覧不可能となっている。市民が常に、どのような手続、審査を経て、5年間もの長い期間の指定管理者を選定することになったのか知るためにも、また、次の指定管理者の募集に応募することを検討している者への情報を常に提供することで、応募者の増加を促し、応募者同士の競争を活発化させ、より市民にとって有益な指定管理者を選定することが可能となるようにするためにも、上記情報の常時開示が望まれる。実際、過去に上記情報につき公文書公開請求を求めてきた事例もあったそうである。

西宮市の「指定管理者制度運用指針」

7、その他

(3) 民間事業者等の意欲を高める工夫

民間事業者等が、本市の指定管理者の募集に積極的に応募することや、指定管理者として指定された後も、その地位に安住することなく管理・運営の質を上げることを推奨するために利用料金制や報奨金といった民間事業者等の意欲を高める制度の導入を積極的に検討する。

(政策局、市民文化局)

(講じた措置)

【政策局】

指定管理者の選定基準等の情報公開につきましては、指定候補者の選定の公正性及び透明性を確保する観点から、可能な限り公表、公開又は開示していくことが望ましいことはいまでもありません。ただし、適正な選定事務の遂行や応募者の権利利益の保護などを考慮する必要がありますので、他市の状況等を踏まえ、関係部局との調整を進めてまいります。

【市民文化局】

指定管理者の選定基準等の情報公開につきましては、指定管理者制度担当課や導入課と共に、

その公開方法について協議を進めてまいります。

利用料金制や報奨金制度などの民間事業者等の意欲を高める制度につきましては、近隣市町の導入状況を鑑みながら、その導入について検討を進めてまいります。

55 (意見)

報告書 116 頁

市民会館の老朽化対策を検討することが望ましい。

平成20年包括外部監査での意見にあるように、今後、市民会館の果たすべき役割は何かという視点を市民も交えて広く議論し、中長期的な大規模修繕計画や、施設のあり方を含めて検討することが望ましい。

平成24年度には市民会館外壁・屋上防水改修工事に66百万円、平成25年度には、市民会館連絡通路エレベーター設置他工事39百万円が支出された。今後ますます、耐震化工事等、構造上の問題も含めて大規模な工事が必要となる等、対応の困難な問題が迫っているが、市の大局的な方針の策定が先送りのまま、ハード面でのコスト支出が増加し、さらに利用者アンケートからも改善が求められている状態である。

市民会館・ホール改修等事業の決算予算の推移

単位：千円

	平成22年度 実績	平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 予算
事業費	88,079	35,679	67,289	57,402	70,829
内 工事請 負費	87,579	34,182	66,297	55,617	66,311

「平成26年度 西宮市事務事業評価シート」より数値引用。

市民会館改修等事業の内容と工事請負額

単位：千円

昭和42年設置	近年の市民会館改修工事	工事請負費
平成16～19年度	音響設備	82,845
平成20年度	舞台機構設備	4,095
平成21年度	舞台照明設備、舞台機構設備	7,266
平成22年度	舞台照明設備、直流電源装置蓄電池更新等	10,615
	(フロンテホール：音響・照明設備大規模改修)	71,558
平成23年度	便所等改修、直流電源装置整流器更新	31,434
平成24年度	外壁改修・屋上防水工事	66,297
平成25年度	連絡通路エレベーター設置、空調設備改修	39,964
平成26年度予定	2階客席安全対策・舞台照明設備の更新	37,469

(講じた措置)

【市民文化局】

西宮市民会館は開館して49年を経過しています。その間、阪神・淡路大震災のあった平成7年度に耐震強度を維持していくために、会館災害復旧建築工事、会館構造躯体等復旧工事、会館熱源改修設備工事、会館災害復旧衛生設備工事等を、また近年においては記載のとおり外壁・屋上防水改修工事、連絡通路エレベーター設置工事を実施しました。今後の市の大局的な方針は未定ですが、現状としましては市民の芸術文化の振興拠点として市民会館の適正な管理運営と施設のメンテナンスに努めてまいります。

56 (意見)

報告書116～118頁

市外居住者の施設使用料の加算措置を撤廃することが望ましい。

山口ホールは、市外居住者の施設使用料の5割加算措置を撤廃するのが望ましい。山口ホールは、西宮の北西部に位置し、同じ北部の塩瀬地区よりも、隣接の神戸市北区、三田市に近い。また、鉄道の駅も近くにならないため、山口ホールへの交通手段は車を利用することが前提となっている。稼働率向上のためには、これら隣接都市の市民の方々にも、利用してもらうのが望ましい。また幸いなことに、隣接市民の地域に存在する公共のホール、会議室とは規模が異なるため、競合関係を起こさず、新たな需要を喚起し、相互の交流、提携を深める機会ともなるであろう。

しかしながら、市民文化局の所管する施設は、条例上、市外居住者が利用する際、使用料を5割加算することと規定されており、隣接都市の市民の方々へのホール利用の勧誘には妨げとなる。従って、隣接都市の地域を限定して、西宮市民と同様の使用料で、山口ホールを利用できるよう、条例の改正等が望ましい。

実際、既に、宝塚市立の施設であるベガホールとソリオホールに関し、西宮市塩瀬地区、山口地区、神戸市北区(道場町)の住民は、宝塚市内居住者と同じ使用料で利用できる利便が図られている。これは、宝塚市・川西市・伊丹市・三田市・猪名川町の4市1町の住民が市町内外の文化施設を利用する際の利用料金格差が撤廃されていたのを、さらに、宝塚市のJR・阪急電鉄沿線の2つのホールに限り、西宮市、神戸市の一部住民へ適用拡大したものである。10数年前より、4市1町(当初は三田市を含まず3市1町)は、阪神北地域行政推進協議会等で広域的連携を図り、公共サービスの相互提供を図り、住民の利便性の向上・サービスの高度化・多様化・行政コストの削減等を目指した政策を実施していたが、その協定の一つが現在も継続されているものである。西宮市においても、この4市1町の取組を参考にして、広域での施設利用を果たせるようにするためにも、利用者にとって利用の障壁と

なりうる利用料の改定を図る等で、山口ホールにおいても同様の取り組みを行うことが検討されるべきである。

*上記3市1町は、平成19年に、阪神北広域こどもセンター（夜間・休日の初期子供救急医療に365日対応）を兵庫県、医師会も含めた相互協力のもと伊丹市に設立、小児科医不足への対応、住民サービスの向上、コスト削減等を図っている。

同様に、平成20年から、兵庫県と西宮市、尼崎市、芦屋市も共同で小児救急医療電話相談窓口を開設している。

- ・兵庫県の阪神南県民センターの所管：西宮市・尼崎市・芦屋市
- ・兵庫県の阪神北県民局の所管：宝塚市・川西市・伊丹市・三田市

猪名川町

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

現在、他市で実施されている施設使用料の割引制度について情報収集を進めております。それをもとに、西宮市での施設の状況に応じた市民ホール等の使用料の割引制度について、さらに検討を進めてまいります。

57 (意見)

報告書118頁

広域的な公共施設の整備・運用の連携についての検討が望まれる。

西宮市の市民会館・ホール等の今後の施策につき、兵庫県立芸術文化センターとの提携等を含め、広域的に整備・運用していくのが望ましい。

西宮市には、西宮北口に平成17年開館の兵庫県立芸術文化センター（大ホール2001席、中ホール800席、小ホール417席）が存在し、施設稼働率も90%を超える等、非常に高い成果を上げている（アンケート調査によると、兵庫県内居住者が観客の58%を占める。）。西宮市民会館の所管課によれば、「兵庫県立芸術文化センターは、トップレベルの演奏家やアーティストも使用する県外からも集客のある施設である。そのため、一方で市の文化振興の拠点・発信する施設として市民が身近に利用することができる市民会館は必要である。」とのことである。しかし、市民会館の老朽化・耐震化も考慮し、今後の市民の支出する膨大なコストを考えると、現状維持ではなく、稼働率アップも含め、最小の費用で最大の効果が得る施策を、同じ市に存在する兵庫県立芸術文化センターとソフト面での連携等も含めて検討していくことも必要ではないだろうか。

(講じた措置)

【市民文化局】

兵庫県立芸術文化センターは、トップレベルの舞台公演が行える機能を備えた施設として建設されたもので、同センターではそれらの事業が数多く実施されている一方、西宮市の市民会館・ホール等は、多目的利用を想定した施設であり、舞台芸術だけでなく学校の文化発表会や講演会等、様々な市民主体の催しが実施されており、両者は、それぞれ一定の役割を担っているところです。

兵庫県立芸術文化センターとのソフト面での連携事業の例としましては、平成25年度に、「西宮市文教住宅都市50周年記念事業」を同センターで実施したほか、平成26年度に、同センターと連携して、「阪神・淡路大震災20年追悼コンサート」を開催するなど、相互の連携を図っております。今後も、必要に応じ、施設の活用及びソフト面において、同センターと連携を図ってまいります。

老朽化している市民会館についての大局的な方針は未定ではありますが、現施設の適正管理を行い、文教住宅都市にふさわしい市民主体の事業を展開し、有効活用を図ってまいります。

Ⅲ. 市営住宅

58 (意見)

報告書123～124頁

長寿命化を前提とした耐震改修やバリアフリー化を計画的に行うことが望ましい。

ストック活用計画において維持保全を図っていくとされている住宅についての維持保全の計画については、震災後に大量供給した災害公営住宅等が集中して大規模修繕時期を迎える中、予算との兼ね合いもあり適正時期の修繕実施が困難となっている。長寿命化を前提とし、物件ごとの状況や優先度等を勘案し、耐震改修やバリアフリー化等も踏まえて計画的に行っていく必要がある。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

震災時に修繕を行ったストック及び震災後に供給したストックの修繕時期の重複については、実施時期の集中を避ける為に平準化に努めてまいります。今後、出来る限り適正時期の修繕実施が行えるよう、包括外部監査でのご意見があったことを予算及び人事部門に伝え協議してまいります。

また、耐震改修を行うと同時に修繕を行い、効率的な実施が行えるよう検討してまいります。

59 (意見)

報告書124頁

既存入居者の移転促進のための新たな救済制度の創設について検討することが望まれる。

下記の物件については、現地建替または統廃合・用途廃止等と予定されており、既に募集停止とされている状況にあるが、既存の入居者の移転や退去には個別の事情もあり完全退去まで時間を要している。これらについては、公有財産の有効活用を図る観点から、既存入居者の早期の完全退去を促していく必要がある。しかし、退去要請には法的な強制力もなく、促進するための措置としては、移転費用の負担や移転後の一定期間の家賃の軽減等が考えられるが、高齢者が多い既存入居者の移転への動機付けとはならないため、新たな救済制度の創設など、市の財政事情に合った代替措置の検討を並行して進めていく必要がある。

住宅種別	住宅名	管理戸数	入居戸数	入居率	方針 (建替え、用途廃止等)	募集停止 の有無
普通市営	広田町テラス	12	8	66.67%	用途廃止予定	有
	江上町	48	34	70.83%	統廃合予定	有
	甲子園春風町	144	70	48.61%	現地建替	有
	高座町	48	32	66.67%	用途廃止予定	有
	今津出在家町	40	36	90.00%	統廃合予定	有
	今津出在家町テラス	6	4	66.67%	統廃合予定	有
	今津水波町	48	14	29.17%	統廃合予定	有
	神祇官町	1	1	100.00%	用途廃止予定	有
	青木町	6	3	50.00%	用途廃止予定	有
	津門綾羽町	70	34	48.57%	統廃合予定	有
	津門大塚町	68	33	48.53%	統廃合予定	有
	津門飯田町	4	1	25.00%	用途廃止予定	有
	堤町	2	2	100.00%	用途廃止予定	有

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

現在、西宮市営住宅整備・管理計画に基づき市営住宅の廃止統廃合等を進めております。

ご指摘にありますように対象住宅からの入居者の移転については、個々の事情もありますが、現時点においては、移転住宅の斡旋および移転料の支払い等の支援措置を講ずることで、計画どおり移転が進んでおります。

しかしながら、様々な事情により、移転交渉が難航する可能性があることから、今後も入居者が円滑に移転いただけるよう関係者と協議を行いながら、支援措置等の調査研究に努めてまいります。

60 (結果)

報告書124～125頁

退去済の市営住宅の所管換えが行われていないものがある。

下記の住宅については、用途廃止を予定しており、既に入居者も退去済であるが、まだ空き住棟のままの状況にある。これらの物件については建物の撤去を早期に行い、跡地について管財課へと所管換えの手続きを行い、公有財産の有効活用を図っていく必要がある。

住宅種別	住宅名	管理戸数	入居戸数	入居率
市営住宅	古川町	24	0	0.00%
	青木町テラス	18	0	0.00%
	南甲子園3丁目	104	0	0.00%
特賃住宅	甲子園町	48	0	0.00%

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

対象住宅については、平成27年度に以下の内容のとおり措置いたします。

- 古川町住宅：平成27年度（12月～3月）解体→教育委員会（学校管理課）へ所管換え
- 青木町テラス：平成27年度（12月～3月）解体→総務局（管財課）へ所管換え
- 甲子園町：平成27年度（12月～3月）解体→総務局（管財課）へ所管換え
- 南甲子園3丁目：既に解体が終わり、総務局へ所管換え済みです。

IV. 図書館

6 1 (結果)

報告書 1 3 0 ~ 1 3 2 頁

公有財産台帳上の所管部署と施設管理責任部署が一致していないものがある。

各図書館及び分室の公有財産台帳上の所管課は下記の通りである。

現在、教育財産については、統一的な見解によって財産管理を行うことを重視し、西宮市教育委員会事務局処務規則に基づき、教育委員会内の部署である学校管理部学校管理課において一体的に管理しているとのことである。一方で、実質的に複合施設を含む施設管理責任を主に負う部署は、教育委員会の他部署を含む、下記の通りとの回答を得た。

そのため、現在、公有財産台帳の内容と管理実態に不整合が生じている状態であり、本来、管理実態と整合して登録する必要があると考えられる。

図書館	複合施設	資産	所管課	主に施設管理責任を負っている課	一致か否か
中央図書館	郷土資料館 平和資料館 市民ギャラリー	土地	教育委員会 学校管理部 学校管理課	教育委員会 社会教育部 中央図書館	×
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
北部図書館	塩瀬支所 公民館 児童センター	土地	市民文化局 市民文化総括室 塩瀬支所	市民文化局 市民文化総括室 塩瀬支所	○
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
鳴尾図書館	—	土地	教育委員会 学校管理部 学校管理課	教育委員会 社会教育部 中央図書館	×
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
北口図書館	大学交流センター 北口ギャラリー	土地	教育委員会 学校管理部 学校管理課	教育委員会 社会教育部 北口図書館	×
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
越木岩分室	—	土地	一般財団法人 越木岩会より借受	—	—
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課	教育委員会 社会教育部 中央図書館	×

段上 分室	公民館	土地	市民文化局 市民文化総括室 市民協働 推進課	教育委員会 社会教育部 中央公民館	×
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
上ヶ原 分室	公民館	土地	教育委員会 学校管理部 学校管理課	教育委員会 社会教育部 中央公民館	×
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
甲東園 分室	甲東支所 ホール	土地	市民文化局 市民文化総括室 甲東支所	市民文化局 市民文化総括室 甲東支所	○
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
高須 分室	デイサービス センター	土地	独立行政法人 都市再生機 構より借受	-	-
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課	健康福祉課 福祉部 高齢福祉課	×
山口 分室	山口支所 ホール 保健福祉 センター 老人いこい の家 児童センター 公民館	土地	市民文化局 市民文化総括室 山口支所	市民文化局 市民文化総括室 山口支所	○
		建物	教育委員会 学校管理部 学校管理課		×
若竹 分室	公民館 若竹生活文 化会館	土地	市民局 人権推進部 若竹生活文化 会館	市民局 人権推進部 若竹生活文化会館	○
		建物	市民局 人権推進部 若竹 生活文化会館		○

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

西宮市教育委員会事務局処務規則に基づき、学校管理課において一体的に管理している各図

書館及び分室の土地建物については、管理実態に合わせて所属換えを検討してまいります。

6 2 (意見)

報告書 1 3 2 ~ 1 3 4 頁

委託業者への評価を適切に行うことが望まれる。

現在、図書館分室管理運営業務については、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に年間契約金額 6 1, 0 4 1 千円で委託している。当委託については「業務委託請負契約書」第 1 1 条において、委託業務を完了したときは、その旨を書面により市へ通知しなければならないとともに、市は通知を受けた日から 1 0 日以内に委託業務の完了を確認するために検査を行わなければならない、としている。

以下、西宮市立図書館分室管理運営業務委託仕様書から転記した委託業務内容である。

委託業務		業務内容詳細	
1.	登録	-1	意味
		-2	新規登録
		-3	更新
		-4	紛失・再発行
		-5	変更
		-6	落とし物カードの処理
		-7	資格の喪失
		-8	パスワード発行
		-9	借出券忘れ
		-10	その他
2.	貸出及び返却処理	-1	予約受付
		-2	予約日常業務
		-3	CD の貸出・返却
3.	予約・リクエスト	-1	予約受付
		-2	予約日常業務
4.	レファレンス業務		レファレンス業務（調査・相談事務）
5.	資料管理業務他	-1	返却本の書架への配架
		-2	配列直し
		-3	配送荷造り・荷解き
		-4	新刊資料の装備、配架
		-5	新聞の整理、配架（甲東園・高須・山口）

		-6	雑誌最新号の差し替え（甲東園・山口）
		-7	紛失・汚損本の届出受付、同一本・代本受理
		-8	寄贈本の受付
		-9	汚破損資料の修理
		-10	管理換予定資料の配送
		-11	拾得物の管理
		-12	各種広報・展示物の管理、提供
		-13	メールチェック
		-14	督促
		-15	書架の管理
		-16	蔵書点検（長期整理期間中の業務）
		-17	システム障害時の対応
		-18	防火管理者の資格取得
		-19	山口中学校からのトライやるウィークの受入れ （山口分室のみ）
		-20	その他
6.	施設管理		施設管理

現在、委託業務の完了確認については、月に一度、各分室責任者を集めた会議を開催し、情報交換を図るとともに、「業務実施報告書」及び「委託業務完了届」の提出を受けることにより確認をし、「西宮7分室連絡会報告書」を後日提出してもらい、会議上の説明等が確実に理解されているかを再確認している。また、中央図書館から各分室に年2回程度、本の抜き取り作業や物品等の搬送時に現地にて業務内容の遂行及び分室の運用状況を確認しているとのことである。

しかし、当報告書記載内容は、『業務実施状況』、『その他報告・質問事項』、『レファレンス・所蔵調査・所蔵案内の内容』が簡潔に記載されているのみであり、現地での確認についても特に確認内容は定められておらず、上記委託業務内容の遂行及び分室の運用状況を網羅的に確認できる内容ではない。

市としては業務を委託の上、業務委託金額を支払っていること、及び上記事業計画を下回る達成状況からも、委託業務内容の遂行状況について、市担当者が分室に赴き、所管部署の確認精度を均一以上に保つために確認内容をチェックシート化して点検する等の能動的対応を行う必要があると考える。

（教育委員会）

（講じた措置）

【教育委員会】

分室業務の委託業者から提出される「業務実施報告書」に加えて、毎月の分室ごとの利用統計を添えて、業務内容の遂行状況を確認してまいります。

また、市の担当者が分室を訪問した際に業務内容を網羅的に確認できるよう、チェックリストの作成についても取り組んでまいります。

6 3 (結果)

報告書 1 3 4～1 3 5 頁

返却未了図書の除籍処理の取り扱いについて明文化すべきである。

図書館資料の取扱いについて主に「西宮市立図書館資料収集管理要綱」に規定されている。当要綱内において返却未了図書の取扱いの規程がない。

現在、返却未了図書については、利用者へ返却期限後1年間の督促及び貸出制限で対応しているとのことである。しかし、長期にわたり返却未了となっている図書があることから、返却に応じない利用者へ法的対応も含めた措置、返還請求時期の設定及び返還請求後の除籍処理等の取扱いについて明文化することが望まれる。

下記は、平成26年12月12現在の返却未了図書数である。なお、平成16年度以前については、返却未了図書に関するデータが保管されていない。平成25年度については返却期限が11月30日までの冊数を集計している。

返却期限年度	冊数
平成17年度	1,102
平成18年度	1,278
平成19年度	843
平成20年度	943
平成21年度	1,123
平成22年度	1,219
平成23年度	1,276
平成24年度	1,278
平成25年度	935

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

長期にわたる返却未了図書の問題については、督促の方法や資料の除籍の処理等も含め、条例、規則並びに要綱の一体的な見直しを図り、早期の解決に向けて改善を図ってまいります。

また、平成27年9月から、貸出及び予約の制限がかかる期限を短縮する予定で、今後も一

層長期にわたる返却未了図書の削減に努めてまいります。

V. 体育館

64 (意見)

報告書139頁

体育館に併設された会議室の活用方法について検討することが望ましい。

会議室としての稼働率改善が困難であれば、他の利用方法を模索することも検討することが望ましい。各会議室は小規模であり、可能なサービスは限定されると想定されるが、好立地の体育館も存在し、利用方法によっては稼働率の改善が期待できる。

新たに指定管理者となった民間会社による利用者へのアンケートにおいて、下記のとおり
の結果を得ている。(注：体育館について、指定管理者が変更になったのは「浜甲子園体育館」
のみである。なお、当該アンケートの対象施設は体育館のみならず運動公園も含まれる。)

アンケート結果より抜粋

Q：指定管理者が変更されましたが、 以前と比べた感想について	A1：大変良い	14.7%
	A2：良くなった	34.1%
	A3：変わらない	49.4%
	A4：少し悪い	1.0%
	A5：著しく悪い	0.8%
	合計	100.0%

現状、中央体育館、中央体育館分館、今津体育館、鳴尾体育館、甲武体育館、北夙川体育館、各施設の管理運営に係る指定管理者の選定は非公募により行われ、西宮スポーツセンターが指定管理者となっている。また、西宮スポーツセンターの役員（評議員、理事、監事）に若干名、市の現職員及びOBが含まれている。このことが、指定管理者選定において、外見的に公平性と透明性を欠く一因となっていることは否めない。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

会議室の利用については、より積極的に広報を行うなど、稼働率が上がるよう努めるとともに、他の利用方法についても、指定管理者の協力も得ながら模索してまいります。また、これまで非公募で外郭団体（西宮スポーツセンター）を指定してきた施設もありますが、密接に結びついている市の施策事業との関係や団体のあり方を整理し、公募対象施設の拡大に向けて検討するなど、指定管理者選定における公平性と透明性の確保に努めてまいります。なお、西宮スポーツセンターの役員については、昨年度より市のOBではない理事長を新たに迎えるなど

の取り組みを進めております。

65 (意見)

報告書140頁

体育館施設の運営管理における指定管理者を公募とすることが望ましい。

体育室の利用状況は悪くはないが、体育室を除く武道場、会議室の利用状況には改善の余地がある。新たに指定管理者となった民間会社のアンケート結果にもあるように、指定管理者に民間会社を選定することで市民サービスの向上に繋がる可能性がある。指定管理者の選定を非公募でなく公募にすることで更なる公有財産の有効活用を図ることが望まれる。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

平成25年度からの選定に際しては、西宮市北部地域に位置する施設を公募対象に追加するなど、順次公募対象施設を拡大してまいりました。

公募しない場合については、あらゆる世代に応じたスポーツ事業を全市域均一に提供するため、基幹施設である体育館は同一事業者による運営が望ましいと考え、また業務の公益性や団体のノウハウ、市の取り組むべき施策と密接な関係があることなどを理由として、外郭団体を選定してまいりました。

現状の指定管理業務を精査しながら、民間のノウハウや創意工夫にあふれた提案のもと、利用者満足度及びサービスレベルの向上や比較的稼働率が低い施設の利用促進等を図るため、公募範囲の拡大に向けて検討してまいります。

VI. 元学校施設

6 6 (結果)

報告書 1 4 1 頁

業務の再委託についての承認がない。

平成 26 年度から、船坂小学校跡施設活用推進委員会決定事項の実践業務についても旧西宮市立船坂小学校跡施設管理運営委員会への委託業務に含まれるが、当業務は第三者に再委託されている。西宮市と旧西宮市立船坂小学校跡施設管理運営委員会の間で締結された「西宮市立船坂小学校跡施設管理運営業務 委託契約書」第 7 条では、西宮市の承認を得ずに第三者に委託業務を再委託してはならない旨規定されているが、当該再委託については西宮市の承認を得ていない。

本来、市は再委託先、内容及び金額の妥当性を検討の上、旧西宮市立船坂小学校跡施設管理運営委員会より再委託承認申請書の提出を受けると共に西宮市長の承認を得る必要がある。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

再委託の契約について、旧西宮市立船坂小学校跡施設管理運営委員会へ再委託承認申請書の提出を指示し承認を行いました。

今後も再委託契約が生じる場合には、市への事前相談・承認を徹底するよう指導を行ってまいります。

6 7 (意見)

報告書 1 4 2 頁

業務報告に対して評価を行うことが望まれる。

委託業務報告として旧西宮市立船坂小学校跡施設管理運営委員会から「西宮市立船坂小学校跡施設管理日誌」、実施した事業の「事業実施報告書」、「年間業務報告書」及び「西宮市立船坂小学校跡施設管理業務収支報告書（以下、「収支報告書」とする）」の提出を義務付けている。

現在、「事業実施報告書」については、アンケート結果の添付等はなく、また「収支報告書」については、主な費目の記載のみで領収書等の証票確認は一切行われておらず、各報告書を受領するのみに留まっている。しかし、市として当然に委託業務について評価を行う必要がある。

また前年度委託契約金額は次年度の委託契約金額の参考としても使用されることが想定さ

れること、また、市として再委託先、内容、実施結果及び金額を把握する必要があることから「収支報告書」の内容について定期的に確認する必要がある。

<現地写真> (市のHPより転載)



(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

旧西宮市立船坂小学校跡施設管理運営委員会へ「事業実施報告書」は、資料やアンケート等の添付、「収支報告書」は領収書等を付けることを指示し、各事業の報告書及び収支内容については定期的に確認を行うこととし、内容に不備等があれば、指示・指導を行ってまいります。

68 (意見)

報告書143頁

用途及び所管換えについて検討することが望まれる。

旧高須東小学校跡施設については、都市計画法第11条に規定される「一団地の住宅施設」の内の小学校用地として都市計画決定されている。そのため、小学校以外の施設を建設する際や、売却に際して都市計画の変更を要する可能性が高く、平成21年3月31日の閉校以来、用途が未だ決定していない。

早急に、売却、跡施設の有効利用について都市計画変更も含めて検討に専念できる部署に

所管換えを行い、用途を決定する必要がある。

(政策局、教育委員会)

(講じた措置)

【政策局・教育委員会】

旧高須東小学校跡地については、平成26年度より政策局のほか教育委員会や都市局が中心となり、旧高須東小学校跡地利用検討委員会を設置し、関係部局と調整しながら、利用計画について検討しています。現時点では具体的な計画の立案には至っておりませんが、できるだけ早期に、処分を含めた跡地全体の利用活用方針をとりまとめたいと考えております。

69 (意見)

報告書143～145頁

維持管理費及び機会費用が発生している状況を考慮する必要がある。

旧高須東小学校跡施設の用途が決定しないことにより、跡施設維持に係る経費として閉校した平成21年度より以下の経費が発生している。

(単位：千円)

年度	金額	主な内容
H21	14,847	校舎囲い込みフェンス設置工事 屋外便所新設工事
H22	5,710	施設管理委託料 (校門の開閉・機械警備等) 運動場給水管改修
H23	5,090	施設管理委託料 (校門の開閉・機械警備等) 救援物資集積所として使用するための改修
H24	3,168	施設管理委託料 (校門の開閉・機械警備等) 植栽管理委託料
H25	3,844	施設管理委託料 (校門の開閉・機械警備等) 幹線絶縁不良改修工事

また、売却したと仮定した場合、土地のみであったとしても、監査人において簡便的に試算したところ、下記の通り合計21,861千円の機会費用が発生していると想定される。

<平成26年度機会費用算定 (監査人による試算) >

(単位：千円)

税名	算定式	金額
固定資産税	課税標準額×1.4%	18,003

都市計画税	課税標準額×0.3%	3,858
合計		21,861

(補足) 課税標準額簡便算定式 (監査人による試算)

(単位: 千円)

課税標準額	算定式	金額
固定資産税評価額単価	(路線価 138 千円×奥行価格補正(0.8) + 路線価 129 千円×奥行価格補正(0.8)×側方路線影響加算(0.07)) × 広大地補正(0.9)	105,861
固定資産税評価額	固定資産税評価単価 105.861 千円 × 面積 17,353.17 m ²)	1,837,024
課税標準額	1,837,024 千円×非住宅用地の税負担の調整措置(0.7)	1,285,917

現在、住民サービスに積極的に寄与しておらず、上記経費及び機会費用が発生するのみである。また、今後用途が決定しないことは上記経費及び機会費用が増加することを意味する。そのため、早急に用途について検証すべきである。

<現地写真>





(政策局、教育委員会)

(講じた措置)

【政策局・教育委員会】

対象土地の維持管理費の発生や機会費用の損失を考慮すれば、早急に結論を出すことが必要であり、売却処分も含めた有効な利活用が実現されるよう努めてまいります。

VII. 未利用地

70 (結果)

報告書150頁

対象土地は、平木小学校まで徒歩2分、JR西宮駅までは徒歩11分の住宅地が密集するエリアに位置している。土地の形状はL字型で、市は南側に隣接する木造市営住宅敷地(現在居住者あり)と一体利用する方針としているが、時期等については不確定である。場合によっては相当の年月がかかることも考えられる。確かに一体で利活用(売却処分も含む)したほうが優位性は高いと考えられるが、隣接地を活用できる時期については不確定要素が強いことから、対象土地単独での売却処分についても検討すべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該用地については、全住宅の撤去後に活用計画を検討する予定でございますが、現在、移転交渉が難航しており、具体的な活用時期の目処が立っておりません。ご指摘のとおり、この状態のまま放置することは、財産管理上好ましくないことから、今後、単独での売却についても庁内で検討を行い、対象用地が適正に処理できるように努めてまいります。

71 (結果)

報告書152頁

対象土地は、境界確定の手續が滞っており、直ちに土地の売却を進めることができない状況になっている。このまま利用もできず、売却もできない状態が継続することは、公有財産の有効活用の観点からは問題である。周辺は住宅地であり、他に特段の行政財産として活用する予定がなければ、基本的には売却処分すべき土地である。境界を確定させるべく手續を進めるべきである。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

本件の土地は南側と西側の土地所有者の間に、土地境界争いがあり、境界確定は非常に困難であることが判明しました。今後も境界を確定させるべく、手續きを進めるよう努めてまいります。

＜平成26年度における状況＞

土地開発資金については、措置状況の通り平成23年4月1日付で廃止されている。

直近3年間の西宮市公共用地対策協議会の議事録では、キッズパークとしての暫定利用の申し出が健康福祉局からあり、これについて使用を承諾する、との記述が毎回出てくるのみで、具体的な本格活用についての活発な議論は見受けられず、5年前の包括外部監査から進展はない。JR西宮駅前の好立地のこれだけの広範囲な土地の活用方針については慎重にならざるを得ない点は理解できるが、それでも16年間も方針が定まっていない点については、意思決定が遅すぎると言わざるを得ない状況である。

平成21年度の包括外部監査の意見にあるように、暫定利用開始までに10年超かかっており、かつ、みやっこキッズパーク以上の利用者ニーズが想定される具体的な事業が11年間も発出されていない現時点の状況を考えれば、選択肢としてはみやっこキッズパークを恒常的に継続するか、暫定利用をやめて売却処分する案以外になくなりつつあるのではないかと考えられる。ただし、平成15年から10年以上も続いて利用者が年々増えているみやっこキッズパークを廃止する場合には、現在の利用者からの理解を得られるかどうかの問題である。利用者にとってはこれが暫定利用であったか否かは知る由もない。

恒常的にこのままみやっこキッズパークを継続する場合には、管財課の所管ではなくこども支援局こども支援総括室子育て総合センターに所管換えを行い、他の子育て総合センターの財産と一体管理するべきである。暫定利用というのは市内部での決め事で、現状の利用状況は実態としては行政財産である。暫定利用のまま中途半端な状態を続けて意思決定を遅らせるのではなく、何か事業化を検討する際には期限を定めて早期に決断すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

隣接する市有地と一団地であり、現在、当該一団地の利活用策が検討されているところです。利活用策が決定されれば、しかるべき所管課へ所管換えを行います。

処分あるいは有効活用が困難な理由としては、周辺が地図混乱地であることから境界が未確定であるためとのことである。境界未確定のままでは、そもそも当初目的である代替地として利用することすら難しく、平成8年度から18年間、未利用地として有効活用されないまま放置されている状況である。代替地としてこのまま所有する場合であっても、売却処分

を検討する場合であっても、境界確定させることが先決である。JR西宮駅までは徒歩9分ほどの市内の中心部に位置しており、土地需要はあろうかと思われる立地であることから、課題解決に向けて取り組むべきである。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

地図混乱地の解消については、法務局との緻密な協議及び地図訂正図面の作成や、近隣土地所有者の協力等を得るなど、多大な費用や時間を要することが予測されるため、費用対効果を考慮しながら検討してまいります。

7.4 (結果)

報告書160～161頁

この土地の取得目的は、「本市の都市核の整備を推進するための用地として利用するため」といった非常に抽象的な目的で、具体的な事業計画は何もない段階での取得であった。この土地が民間に渡った場合には、本市の都市核の形成を図る上で大きな支障となることが予測されるため取得したとのことであるが、JR西宮駅を核とする北東部のまちづくりのはっきりとした市の構想がない限りは未利用地のままであると考えられる。西福町3124-7については一部自転車駐輪場としての暫定的な活用方法は図っているとはしても、他の土地については取得から7年経過した現在においても活用方針・計画はなにもない状態である。特に、神祇官3167-15、西福町3163-12などは南北の幅が狭くて東西に長く、利用方法がかなり限られる難しい土地であると想定される。

このような土地の取得方法は、土地を取得したからには何か利活用するための施設を建設しなければならない、取得した意味がないということで無理に事業化を行い、市民ニーズとかけ離れた無用の施設が建設されることにも繋がる。取得目的が対外的にも市民にも説明出来る段階になって初めて、取得の意思決定を行うべきである。

7年も検討して利活用計画が定まらない状況からすれば、もはや市の公有財産として保有する必要は無かった財産とも捉えられる。選択肢として民間事業者への売却も含めて検討の上、それでもこのまま保有するかどうか方向性を決めるべきである。このまま市が保有することで、民間事業者がJR西宮駅前の好立地を有効活用する機会を阻害していることになっていることも考慮すべきである。

仮に民間事業者を対象として当該未利用地を売却する場合においては、まちづくりや地域活性化をテーマとした開発を条件とする、或いは企画提案による入札を実施するといった方策を取り入れること等により、市の都市核の整備方針の意向も取り入れることが出来る。民間のノウハウやアイデアが盛り込まれ、それら開発が契機となって地域の雇用や経済活動の

活発化が見込まれると考えられる。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

J R 西宮駅北東用地については、全市的かつ中長期的視点に立った公共施設の再配置の観点からも有効な活用策について検討を行い、市としての基本方針をできるだけ早期に取りまとめたいと考えています。

7 5 (結果)

報告書 1 6 3 ~ 1 6 4 頁

対象土地は行き止まり道路に接しており、現在電柱引き込みが困難なため、処分ができなくなっている土地である。課題解決のための取組みの経過記録がないとのことである。取組みの経過記録がなければ、どういった経緯で処分が困難で、どう対処すべきか等対応のしようがなくなってしまうため、担当者が交代した場合でも課題解決のための取組みの継続性を確保するために、日時・内容・結果等の記録を適切に整理して残して置くべきである。現在では経緯は不明であるが、当初は代替地として取得して活用する方針であったこと、J R 西宮駅から徒歩 6 分ほどの距離で、周辺は住宅密集地であることからすれば、基本的には市が所有し続ける意義は乏しいため、積極的に売却処分を進めるべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

問題点を整理のうえ、売却等の優先順位も考え調整し、当該市有地の有効利用を検討してまいります。

7 6 (結果)

報告書 1 6 5 頁

対象土地の処分が困難理由としては、隣接する中須佐町 7 - 1 が囲繞地になってしまうためとのことであるが、当該隣接地は 3 m²未満の未利用の土地である。行政として囲繞地を作らないようにする配慮は理解できるが、隣接土地は非常に狭小でありいずれにしても単独での利用は困難な土地である。基本的には中須佐町 6 - 5 単独での処分を検討し、その中で課題解決を図っていくべきである。周辺は住宅密集地であり、市として行政目的で活用する予定がなければ、売却処分すべき土地である。

(講じた措置)

【都市局】

当該用地については、隣接する土地が囲繞地になることから、用地の具体的な活用検討に着手しておりません。しかし、ご指摘にありますようにこの状態のまま放置した場合でも、用地の活用計画が進展する可能性がないことから、今年度より、境界を確定するための準備作業に着手し早期に用地の有効活用が図れるよう進めてまいります。

77 (意見)

報告書166頁

対象土地は2戸の住宅の進入路となっており、住宅所有者は購入の意思があるとのことである。しかしながら、両住宅敷地と対象土地との間には里道があり、売却にはその里道の用途廃止が必要であるが、里道に隣接する土地所有者との同意が得られない状況にある。市が所有し続ける意義はないことから、引き続き、売却処分に向けての課題解決に当たることが望まれる。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該用地の活用については、現在も関係者と協議を続けておりますが、課題となっております里道の処理(用途廃止、変更)が難航していることで、用地の有効活用ができていない状況にあります。今回のご指摘にもありますように市が当用地を保有している意義はないため、引き続き関係者との調整を行い用地の有効活用が図れるよう進めてまいります。

78 (意見)

報告書168頁

対象土地が接する道路が建築基準法の道路でないこと、また、土地の奥側の段差部分に擁壁があること等により処分が困難とのことであるが、現地視察したところ、隣地には家屋が建っている。建築が可能かどうかを詳細に調査した上で、売却処分を検討することが望まれる。入り組んだ住宅密集地の中にあるため、行政財産としての活用は難しいと考えられるが、住宅用地として活用できると見込まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

問題点を整理のうえ、売却等の優先順位も考え調整し、当該市有地の有効利用を検討してまいります。

79（意見）

報告書170頁

一般に、狭小地は隣接所有者からの購入要望がある場合には、最も有益な売却処分先として候補にあがる。対象土地の隣地への売却を検討したが、結局購入希望はなく、隣地は集合住宅が建設されている。結果、対象土地は単独利用を検討するしかなく、市場の需要に応じて価格を安く設定してでも売却処分を進めることが望ましい。地区計画（※9）との整合性に課題があるとのことであるが、平成20年度から6年もの間未利用の状態が継続しており、市が保有し続けることに意義はないと考えられる土地であるため、課題解決に取り組むことが望まれる。

（※9）地区計画とは、都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための住民参画型の計画である。

（都市局）

（講じた措置）

【都市局】

当該土地については、「西宮北口駅北東地区地区計画」の区域にあり、狭小宅地であるため、独立した利用がしがたい土地であります。近接土地所有者からの買取の申し入れも未だなく現在に至っています。

当該土地については、地区計画との整合性もありますが、今後も暫定利用も含め有効利用について、関係部局と連携し全庁的な取組に努めまいります。

80（意見）

報告書171～172頁

対象土地は、隣地所有者からの売却希望はなく、平成20年度から未利用の状況が続いている土地である。一般に、狭小地は、建築方法が限定されるために周辺の通常の土地に比べて一般的に土地の価格が安くなるが、地域によっては一定の需要はあるものと考えられる。地区計画との整合性に課題があるとのことであるが、平成20年度から6年もの間未利用の状態が継続しており、市が保有し続けることに意義はないと考えられる土地であるため、課

題解決に取り組み、売却処分することが望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該土地については、「西宮北口駅北東地区地区計画」の区域にあり、狭小宅地であるため、独立した利用がしがたい土地であります。近接土地所有者からの買取の申し入れも未だなく現在に至っています。

当該土地については、地区計画との整合性もありますが、今後も暫定利用も含め有効利用について、関係部局と連携し全庁的な取組に努めてまいります。

8 1 (結果)

報告書 1 7 3 頁

対象土地は急傾斜地ではあるものの、もともと代替地として取得したものであり、また向かい側に住宅も建っていることから、造成・整地すれば住宅地として活用可能と考えられる土地である。周辺は住宅地で、行政財産としての活用可能性は低いと考えられるため、売却処分することが望ましい。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

本件の土地については、県指定の急傾斜地崩壊危険箇所になっており、その対策工事には莫大な工事費を要することや、隣接土地も同様の工事が必要となります。しかしながら、その工事について、隣接土地所有者は環境保全を理由として、断固認められない旨表明しています。引き続き工事实施について協議に努めてまいります。

8 2 (結果)

報告書 1 7 5 頁

西宮市土地開発公社が20年近く長期間保有していた土地である。当初は市の要請により公社が取得したものであるため、最終的には市によって買い取られる必要があるが、土地価格が下落しているため公社が購入した時の価格で市が買い取ると、時価に比べて不相応に高い価格で取得することとなる。土地開発公社が保有する土地には固定資産税が課税されないため、公社が更地で保有するだけではほとんど維持費がかからず、処分する動機が働かないことなどから、このような資産価値が高いにも関わらず「塩漬け」となっている土地が発生していた。

平成23年度ようやくこの土地を公社から市が買い取ったが、取得価額に金利分と維持コストを上乗せた金額が土地の簿価に上乗せされた状態となっている。市は、特別養護老人ホーム建設用地として利活用する目的で取得したが断念し、その後また3年間未利用のまま放置されている。このような状況の土地であり、特段の行政財産としての活用方法が見いだせない場合には、第三者への売却を検討すべきである。未利用地として保有し続けることで、売却すれば得られたであろう固定資産税や都市計画税の収入を逸していることとなる。住宅地として活用可能なポテンシャルを持っているにも関わらず、未利用であるため地域の経済活動を妨げてしまっているという観点からは、こうした機会損失は市にとっても大きな問題である。近隣は閑静な住宅街であり、十分に売却可能なものと考えられ、出来る限り早急に意思決定を行うべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

分譲処分する方向で、造成に着手しています。

83 (結果)

報告書177頁

対象土地は、用途廃止されて普通財産に振り替えられ、未利用の状態となってから8年経過している。今後5年以内の具体的な利活用の計画はないが、将来的に市営住宅を建替える用地として確保している。長期的に保有することが予想されるが、面積は合計で4,649.45㎡、公有財産台帳上の評価金額は合計606,753,000円もの広大な土地をこのまま未利用状態のままにしておくのは、有効活用の観点からは問題である。少なくとも直近5年間は利活用する計画がないため、周辺住宅の駐車場用地等として貸付を行うなど、何らかの暫定利用を検討すべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該用地は、現在、将来の市営住宅用地の候補地として保有しており、その具体的な活用について庁内で検討を行っており、今年度には、跡地の活用について一定の方針を出す予定にしております。

つきましては、住宅用地として活用しない場合には、早々に総務局へ所管換えを行い用地の有効活用を図りますが、今後も住宅の建替用地として長期間ストックする場合には、暫定駐車場への活用なども含めて関係者と検討を行い市有地の有効利用に努めてまいります。

市有地と県所有の河川の境界付近が不法占拠されている状況で、市有地が活用できず未利用地となっているものである。市側としては、県所有の河川が不法占拠されているとの認識であるが、県側は、不法占拠されているのは市有地部分であるとの認識である。市・県どちらが不法占拠されているかどうかに関わらず、周辺への影響を重視して、市・県協力の上、訴訟その他強制手段をとり、市有地として活用できるよう抜本的な解決を図ることが望まれる。放置しておくことは、市有地が活用出来ないだけでなく、県の河川の管理上も良くないもので、両者にとってマイナスの状態が続くだけである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

平成26年度に兵庫県より河川工事の計画に伴う用地境界等について確認があり、その際、当方から境界等にかかる資料を提供しておりますが、その後、相手方からの連絡はなく、境界についての協議は滞った状態になっております。

しかしながら、この状態を長期間放置すれば、西宮市、兵庫県ともにマイナスの状態が続くだけであるため、引き続き、境界確定について、兵庫県と協議を行い用地の有効活用ができるよう努めてまいります。

高架下すぐの土地であり、当該市有地をフェンスで囲っている。

周辺には路上駐車が目立っており、近隣住宅の駐車場、資材置き場として有効活用出来るような土地である。いずれにせよ、市が所有する必要の無い土地と思われるため、需要がある場合には売却処分、又は貸付等を行い、有効活用することが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

問題点を整理のうえ、売却等の優先順位も考え調整し、当該市有地の有効利用を検討してまいります。

土地の入り口に電柱が建っているため昭和50年度から売却処分や利活用が出来ないとのことである。しかし、電柱は一般市道に建っているため、電力会社に移設申し込みを行えば、移設費用の負担はあるかも知れないが、間口の電柱の移動は可能である。電柱の移設に関して隣地者の承諾が得られない場合は、現状有姿のまま売却処分することも検討すべきである。間口は狭いが、これだけの面積の土地を未利用のまま置いておくのは公有財産の有効活用の観点からは問題である。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

電柱を移設しないで売却する場合、非常に安価でないと処分ができないおそれがあるため、今後も電柱の移設に了解を得るべく努めてまいります。

対象土地は土地開発基金により取得された土地であることから、「西宮市土地開発基金条例施行規則」第2条第2項により取得価額を下回る金額では処分できないことが足かせとなっており、処分できずにいた。その後、平成23年4月1日付で土地開発基金は廃止され、現在はそのような制約はないが、未利用のまま保有が継続されている。行政財産として活用する見込みがなければ、売却処分することを検討することが望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

樋ノ口小学校南側の当該土地につきましては、事業等で必要となる代替地として確保していましたが、こども支援局からの要望により、樋ノ口留守家庭児童育成センターの建設用地として、所管換えを行う方向で調整しております。

基礎の撤去工事が未了のまま現在まで至っている。これだけの広大な土地を放置しておく

のは粗末であり、法的対応も含めて残りの基礎撤去に向けて継続的に対応策を検討することが望まれる。

また、土地入口（市有地）の中に車両が止められていた。平成26年11月中に2度監査人が現地を確認したが、2度とも同じ車両が駐車されていた。不当に市有地が駐車場として使用されている可能性があるため、調査の上、車両所有者が恒常的に駐車場として利用されている場合には、使用料を収受する、あるいは撤去を要請するなどの対応を図らねばならない。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

広田教職員住宅跡地については、撤去工事に伴う振動や騒音に対する可能な限りの対策を行ってまいりましたが、近隣住民の理解が得られず、工事を中止したという経緯がございます。今後は、状況を注視しながら、基礎撤去に向けた対応の検討に努めてまいります。

また、ご指摘のありました車両については、調査の上、対応を検討してまいります。

89 (意見)

報告書188頁

対象土地は土地開発基金により取得された土地であることから、「西宮市土地開発基金条例施行規則」第2条第2項により取得価額を下回る金額では処分できないことが足かせとなっており、処分できずにいた。その後、平成23年4月1日付で土地開発基金は廃止され、現在ではそのような制約はない。対象土地の一部は、こども支援局が留守家庭児童育成センター敷地として暫定利用しているが、相当程度の残地が未利用のままになっている。残地部分について、行政財産として活用する見込みがなければ、24年間もの間未利用状態が継続していることを考慮して、売却処分を検討することが望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該土地につきましては、事業等で必要となる代替地として確保していますが、現在その半分を留守家庭児童育成センター敷地として貸与し暫定的に活用しています。今後も留守家庭児童育成センターや周辺での事業の動向にも注視しながら、土地の活用を検討してまいります。

90 (結果)

報告書190頁

既に行政財産としての目的を失っている土地であり、用途廃止後、直ちに普通財産に振り替え、売却処分を含めた活用方針を検討すべきである。

(上下水道局)

(講じた措置)

【上下水道局】

段上町4丁目土地(貯水池)については、鯨池浄水場の浄水処理停止により、今後は水源としての活用予定はなく活用方針を検討しているところです。

堰堤強度や耐震性等の確認・調査を行い、敷地の現状を把握したうえで普通財産への振り替え、売却処分を含めた利用・整備等の検討を図ってまいります。

また、現在も灌漑用水として農会が利用しており水利権が存在するため、今後の活用について農会との協議を進めてまいります。

9 1 (結果)

報告書191頁

対象土地は、既に行政財産としての目的を失っている土地であり、用途廃止手続きを行い、直ちに普通財産に振り替え、未利用地を全体的に管理する管財課に所管換えを行って統合的に管理を行うべきである。

(市民文化局)

(講じた措置)

【市民文化局】

対象の土地については、平成26年度に用途廃止手続き及び管財課へ所管換えを行いました。

9 2 (意見)

報告書193頁

<平成26年度における近況>

大池に隣接する木造市営甲陽園本庄町住宅跡地については、「大池周辺の環境整備を考える会」に対して、平成16年10月より地元団体等の各種事業を行う目的で暫定使用されており現在に至っている。

当該土地の今後の利活用については、平成21年度よりスタートした「第4次西宮市総合計画」や、「市営住宅ストック総合活用計画」の趣旨を踏まえて、引続き協議するとの市の方針であった。しかし、第4次西宮市総合計画の中間見直し時点を経過した現在においても、具体的な活用方法は定まっていない状態である。未利用となった平成15年からは10年以

上も経過しており、スピード感を持った利活用策の検討、あるいは売却処分の検討を行うことが望ましい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該用地については、周辺の地域団体等から跡地の活用について強い要望・意見があったことから、平成16年から地域団体へ暫定的に貸し付けておりますが、跡地の活用については具体的な進展がないまま、現在に至っており、既に10年以上が経過しております。

昨年度より、庁内での所管換えの協議および当該地を暫定利用している地元等の関係者との調整に着手しており、今後も土地の有効活用が早期に図れるよう関係者との具体的な協議を精力的に進めてまいります。

93 (意見)

報告書195頁

対象土地は、用途廃止後、平成18年度に普通財産に振り替えられ、8年間未利用の状態が継続している。隣地との境界が未確定である。現況視察したところ、進入路に段差はあるものの、階段の設置等で対応出来ると考えられる。境界確定できていないことが課題であるが、引き続き協議することが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

問題点を整理のうえ、売却等の優先順位も考え調整し、当該市有地の有効利用を検討してまいります。

94 (結果)

報告書197頁

地上部分にコンクリート造りの駐車スペースがあり、階段を上った上部に住宅を建てるスペースがある土地である。処分あるいは有効活用が困難な理由は、道路より4～5m高いとの回答であるが、周辺も同様の造りの土地に住宅が建っている状況である。市が行政目的で活用する場合には活用が難しく、市が所有する意義は乏しいと考えられ、早期に売却処分することを検討すべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

問題点を整理のうえ、売却等の優先順位も考え調整し、当該市有地の有効利用を検討してまいります。

95 (意見)

報告書198～199頁

対象土地は、当初代替地として確保したものであるが、神園町36-6については平成3年以降23年間、神園町59-26については平成15年度以降11年間代替地として使われずに残っている。市が代替地を保有していたとしても、事業予定地所有者が必ずしも希望する土地ではない可能性もあるため、代替地登録制度などを活用して市が代替地を長期保有しない形で事業を進めることを検討することが望ましい。

(土木局)

(講じた措置)

【土木局】

現在、県の事業である阪急甲陽線の地下化の執行環境が整った段階で事業化を進めることとなっており、市の山手線事業についても県の事業と併せた実施が必要とされています。そのため、本件の土地については、代替地として保有する必要があり、処分ができないと考えております。

96 (結果)

報告書200頁

普通財産に振り替えられてから5年間が経過しているが、現時点においても具体的な利活用計画はない。未利用地として保有し続けることで、毎年の維持管理費用が費やされており、また、売却すれば固定資産税や都市計画税の収入を得る機会を逸していることになる。意思決定が遅れるごとに、これら収入を得る機会を逸していることを認識し、特段の利活用計画がなければ早急に売却処分を検討すべきである。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該用地の活用については、隣接する市有通路(市街地整備課所管)に通行権が発生してい

ることから、その市有通路を含めて一体的に用地処理を行う方針となっております。

現在、用地の処理方法について関係者と協議を行っておりますが、難航していることもあり、明確な処理方針が出ておりません。

しかしながら、この状態が長期に亘る場合は、市にとって不利益をもたらすことから、今年度には、一定の方針を示すことができるように今後も精力的に関係者と協議を行い、用地の有効活用が図れるように努めてまいります。

97 (意見)

報告書202頁

対象土地は、普通財産に振り替えられたばかりの土地で、現時点では具体的な利活用計画はない。無理に行政財産として事業化を行うのではなく、活用予定がないのであれば、売却処分、あるいは貸付等により税外収入を得ることを検討することが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

市の事業による利活用等を検討していますが、見込みがない場合は売却処分を進める予定にしています。

98 (意見)

報告書208頁

処分あるいは有効活用が困難な理由が、「段差有」とのことである。当該土地の入り口は確かに階段状になっているものの、これ自体が処分困難となる理由とは考えにくい。特に行政財産として活用する予定がないのであれば、貸付又は売却処分を検討されたい。

(都市局)

(講じた措置)

【都市局】

当該用地については、既に跡地活用に向けた境界確定に着手しており、平成27年度後期に用地境界を確定し総務局へ所管換えを行う予定にしております。

99 (結果)

報告書210頁

措置状況では検討するとの内容が記載されているものの、平成21年度の包括外部監査から5年経った現在においても状況に変化はない。包括外部監査で提言があった内容について、問題点を全面的に賛成して活用方法を検討するのか、部分的に認めて活用方法を検討するのか、政策判断による対応を行っており監査人と意見が異なっているのか、市が考えていることをしっかり説明することで市の基本的な姿勢が全庁的に共有することができ、市民に対する説明責任を果たすことが出来る。当該土地の活用方針をこまめに情報公開し、市民からの利用要望を公募するなど、活用に向けた取り組みを広く一般から募集するなどの対応を図っていくべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

利活用について庁内で検討を進めておりますが、市街化調整区域であり用途が限定されること、住宅地の中にあることなどから活用には至っておりません。今後も、市民農園や公園などの有効活用策を庁内で引き続き検討してまいります。

100 (意見)

報告書213頁

平成21年度措置状況報告書によれば、普通財産をしかるべき所管課に所管を変更し、行政財産とすることが必要である、との内容であるが、5年経過した当年度においても、所管は管財課であり、普通財産のままである。実態としては多目的広場としてグラウンドとして利用されている実態から考えて、しかるべき所管課に所管換えを行い、所管による効果的な活用を図ることが望ましい。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

今後も現在の利用形態等については変更する予定はございません。北部地域の緑に囲まれたスポーツ施設として整備したうえ、しかるべき所管課へ所管換えする方向で、引き続き庁内で協議・検討してまいります。

(2) 情報システム

101 (結果)

報告書217～218頁

「ICT調達プロセス管理システム操作マニュアル兼作成要領」の改訂を行うべきである。

所管課は、システム導入効果を「運用状況報告書兼評価結果報告書」“評価結果報告”を記載し情報政策部へ提出する必要がある。“評価結果報告”に関しては、「ICT調達プロセス管理システム操作マニュアル兼作成要領」の14ページ⑤「評価結果報告」において、定量的又は定性的欄の記載が求められている。現状、多くの「評価結果報告」は”定性的”欄のみの記載である。

評価結果報告は、ICT導入計画時に目指した目標・成果をICT導入後に達成しているかどうか、評価結果が客観的に行われたかどうかを確かめるために重要な文書である。客観的に導入効果を測定する為、定量的欄の記載を優先とし、定量的な記載が出来ない場合のみその理由を付記の上、定性的効果の記載を行うことが望ましい。これゆえ、「ICT調達プロセス管理システム操作マニュアル兼作成要領」の改訂を行うべきである。

一方で所管課において、求められている以下の内容を記載することは困難であると推察される。

・”定性的”には、機器、サービスの使い勝手、業務における不都合な点、目標の達成改善点などを記載する。

・”定量的”には、当初想定していたコスト（導入、運用を含めたライフサイクルコストや人件費）と現実のコスト実績との比較などを記載する。

所管課が定量的又は定性的欄を具体的に記載出来るようにするため、記載例を当該マニュアルに記載することも有用である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成23年度に、「ICT調達ガイドライン」を策定し、全庁のICTに関する案件を、「企画」「予算」「調達」「導入」「運用」「評価」の6つの段階に分け、各段階において、システム所管課と情報管理部で情報共有を図り、適正な価格かつ適切なシステムの調達を実現するべく実施してまいりました。また、社会情勢や国等の通知を踏まえ本ガイドラインの改訂についても適時見直しを実施しております。

ご指摘のとおり、現時点では「ICT調達プロセス管理システム操作マニュアル兼作成要領」で求めている内容を所管課で記載するには、記載例がなく、困難であることと認識しております。そのため、平成27年度には、試行的に実施計画案件分について、システム所管課と協議しながら、定量的、定性的評価指標の目標設定に取り組んでおります。その結果を踏まえて一

一般的な評価方法及び記載例について調査・研究を進めていくとともに、本ガイドライン及び本マニュアルの改訂、所管課職員向けの内容周知のための研修に努めてまいります。

I. 福祉共済システム

102 (意見)

報告書219～220頁

「運用状況報告書兼評価結果報告書」について不備がある。

所管課は、システムの導入効果を「運用状況報告書兼評価結果報告書」に記載する必要がある。福祉共済システムの上記報告書“評価結果報告”に関しては、「ICT調達プロセス管理システム操作マニュアル兼作成要領」の14ページ⑤「評価結果報告」において、定量的又は定性的欄の記載が求められているため、“定性的”欄のみに“問題なし、特になし”とのみ記載していた。これは、福祉共済システムが会員管理や会費徴収などの事務を効率化する事務ツールのシステムであるため、指標となる定量把握になじまないこと、目的となる事務処理が問題なく行えていることから、定性的欄へ“問題なし、特になし”と記載したものである。また、情報政策課は、所管課に対し報告書に基づくヒアリングを行ったうえで「承認」と判定されているが、その記録が記載されていない。

評価結果報告は、ICT導入計画時に目指した目標・成果をICT導入後に達成しているかどうか、評価結果が客観的に行われたかどうかを確かめるために重要な文書であり、客観的に“問題なし、特になし”と結論付けた根拠を明示することが望ましい。また、評価結果報告書に「導入計画時に目指した目標」及び「成果」の記載欄を設けて、記載が不十分にならないように工夫することが望ましい。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

「運用状況報告書兼評価結果報告書」の“定性的”欄の記載については“問題なし、特になし”とのみ記載するのではなく、「ICT調達プロセス管理システム操作マニュアル兼作成要領」に基づき、評価結果報告内容を具体的に記載し、客観的に判断できるよう改善を図ってまいります。

Ⅱ. 西宮市立図書館システム

103 (意見)

報告書221～222頁

検収チェックリストの作成が望まれる。

図書館システム導入時、明確な基準がなかったこともあり、成果物が当初の要件等を満たしたかどうかを確かめたことの証跡として、検収チェックリスト(※11)を作成されていなかった。当時はこの運用でも問題がなかったが、平成25年5月に策定された「西宮市ICT調達ガイドライン」の付録7“ICTチェックポイント”にもチェックリストの作成が推奨されるにとどまっている。本来当該チェックリストは検収の妥当性を確認する有用な手段であり、積極的に作成することが求められるものである。このため、検収チェックリストの作成が望まれる。

なお、「委託業務完了届」に記載の確認方法によれば成果物を確認したことになっているが、文書の保存年限を経過しており成果物の検収報告書が確認できない状況である。

以下、検収チェックリストのチェック項目を記載する。(ご参考)

(※11) 検収チェックリスト

ベンダーが開発したシステムを受け入れるかどうかのチェックポイントである。例えば、以下の項目をチェックする必要がある。

- ① ユーザー教育は終わっていますか？
- ② 既存システムがある場合、データ移行は終わっていますか？
- ③ 支所等、各導入場所の準備はできていますか？
- ④ システム導入に関して、関係者全体の同意はできていますか？
- ⑤ ハードウェアの納品と基本動作の確認はできていますか？
- ⑥ 初期データの導入は終わっていますか？
- ⑦ 必要なソフトウェアのインストールは全て終わっていますか？
- ⑧ 問題点や是正処置は書面で管理されていますか？
- ⑨ テスト後に修正したソフトウェアは再テストされていますか？
- ⑩ 総合運転テストの結果はファイルされていますか？
- ⑪ 教育資料は承認され、構成管理されていますか？
- ⑫ テスト環境は全体の試験をする上で十分なものでしたか？
- ⑬ 検収テストで行う項目は、関係者間で調整されていましたか？
- ⑭ 検収計画に従って試験は行われましたか？
- ⑮ 全てのテストは正確に実行されましたか？
- ⑯ 問題のあった部分は記録され、修正の上、再テストしましたか？
- ⑰ 検収報告書はできていますか？

⑱ 検収テストの結果はファイリングされていますか？

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

図書館システムの次期更新の際には「西宮市 I C T 調達ガイドライン」に則って手続きを進め、ご指摘の検収チェックリストについても検討してまいります。

Ⅲ. と畜情報管理システム

104 (意見)

報告書222～223頁

と畜情報システムに係る「運用状況報告書兼評価結果報告書」について不備がある。

導入されたICT機器・サービスについて、その利用状況、業務改善状況、コスト改善状況、情報セキュリティの状況等について、当該システムの改善に向けた取り組みを行う。毎年、既存の全システムについて、「運用状況報告書兼評価結果報告書」を評価結果として情報政策部に提出する必要がある。

と畜情報システムの「運用状況報告書兼評価結果報告書」の評価結果報告欄にて、「当システムにより事務処理が簡素化された。」との記載のみで、どのように簡素化されたのかの根拠となる記載が無い。

評価結果報告は、ICT導入計画時に目指した目標・成果をICT導入後に達成状況を確認するために重要な文書である。評価結果が、客観的に行われたかどうかを確認するために、評価の根拠となった記載が求められる。

事務処理の簡素化という定性的な目標の場合には、評価が難しい面があるが、例えば5段階評価でユーザー満足度調査を行うことなどが考えられる。開発前の企画段階で5段階評価の3.5以上の評価を得る等の数値目標を作成し、ICT導入後の一定の時期にユーザー満足度調査を行う、ということも方法の一つとして考えられる。

(産業環境局)

(講じた措置)

【産業環境局】

と畜情報システムに係る「運用状況報告書兼評価結果報告書」の評価結果報告については、ユーザーに対して聞き取り調査を実施することにより、客観性を持たせた評価内容としてまいります。

IV. 障害福祉サービス支給管理システム

105 (結果)

報告書223頁

「平成23年度～25年度実施計画」において、計画を実行した場合の問題点の記載がなされていない。

法改正対応の為、障害福祉サービス支給管理システムをカスタマイズする必要があり、市は平成23年から平成25年の実施計画を策定した。当該実施計画には計画を実施した場合の問題点（事業の財源、苦情・反対意見、後年度負担など）を記載する欄があるが、記載がなされていない。

実施計画を実行した場合、検討結果の記載がないと、プロジェクト実行時のリスクが、明確にならない。また、リスクがない場合でも、何故ないのか、実施計画書に例示された視点等に基づいた検討結果を記載することが、必要である。検討結果を記載することで、関係者からの意見の徴収も可能となり、よりリスクを低減することが可能となる。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

ご指摘を踏まえ、検討結果を記載してまいります。

106 (意見)

報告書224頁

障害福祉サービス支給管理システムに係る「運用状況報告書兼評価結果報告書」について不備がある。

運用状況報告、評価結果報告の以下の項目についての記載が不十分である。

・“定性的 事業目標の達成改善点、反省点等”に“機能改善・追加が結果的に十分対応できていない。”との記載があるが、機能改善等を後回しした場合のリスクやトータルコストへの影響度合いを検討すべきであるが、そのような検討過程の記載がない。

・“評価結果報告”の定量的、定性的“ICT機器、サービス等に関する評価”についての記載がない。

また、運用状況報告は、ICT導入計画時に目指した目標・成果をICT導入後に達成状況を確認するための重要な文書である。そのため、適切な時期に適切な担当者が、運用状況をチェックしたかどうかは、重要なポイントとなる。また、評価結果が、客観的に行われたかどうかを確認するためには、評価の根拠となった資料を運用状況報告書に添付することが望まれる。

さらに、“定性的 事業目標の達成改善点、反省点等”に“機能改善・追加が結果的に十分対応できていない。”との記載がある場合、その理由や対応策等の検討結果を記載し、課題等が放置されていないかどうかを明確にするべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

ご指摘を踏まえ、検討結果を記載してまいります。